

健康と信頼をお届けする



日清製粉グループ[®]



© 2012 Studio Ghibli

第174回

定時株主総会 招集ご通知

■ 開催日時

平成30年6月27日(水曜日)
午前10時(受付開始予定：午前8時30分)

■ 開催場所

東京都品川区北品川4丁目7番36号
東京マリOTTホテル
地下1階 ザ・ゴテンヤマ ボールルーム

■ 決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 取締役15名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 企業価値及び株主共同の利益の
確保・向上のための新株予約権の
無償割当等承認決議更新の件

株式会社 日清製粉グループ本社

証券コード：2002

(証券コード 2002)
平成30年6月5日

株 主 各 位

東京都千代田区神田錦町一丁目 25 番地
株式会社日清製粉グループ本社
取締役社長 見 目 信 樹

第174回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第174回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席お差支えの場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、後記「株主総会参考書類」をご検討いただき、お手数ながら**平成30年6月26日(火曜日)午後5時30分まで**に議決権をご行使下さいますようお願い申し上げます。

〔書面(郵送)による議決権の行使〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、上記の行使期限までに到着するよう折返しご送付下さい。

〔電磁的方法(インターネット等)による議決権の行使〕

同封の「インターネット等による議決権行使について」をご参照いただき、上記の行使期限までに議決権行使ウェブサイト(<https://www.web54.net>)より議案に対する賛否をご投票下さい。

敬 具

記

1 日	時	平成30年6月27日(水曜日)午前10時
2 場	所	東京都品川区北品川4丁目7番36号 東京マリオットホテル 地下1階 ザ・ゴテンヤマ ボールルーム

末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。

3 目的事項

報告事項

1. 第174期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第174期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 剰余金の配当の件 |
| 第2号議案 | 取締役15名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役2名選任の件 |
| 第4号議案 | 企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のための新株予約権の無償割当等承認決議更新の件 |

4 議決権行使に関する決定事項

議決権の重複行使のお取扱いについて

- (1) インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (2) インターネット等と議決権行使書の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等により行使されたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

5 その他本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「新株予約権等に関する事項」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.nisshin.com/ir/stock/meeting/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

なお、監査役が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知の添付書類に記載の各書類のほか、上記の当社ウェブサイトに掲載している事項となります。

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出下さいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参下さいますようお願い申し上げます。
- ◎ 代理人によるご出席の場合は、代理権を証明する書面を議決権行使書用紙とともに会場受付へご提出下さいますようお願い申し上げます。なお、代理人は、当社の議決権を有する他の株主の方1名とさせていただきます。
- ◎ 事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.nisshin.com/ir/stock/meeting/>)に掲載させていただきます。

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 当社グループを取り巻く環境及び当社グループの業績

当期につきましては、企業収益や雇用・所得環境の改善、設備投資の増加等により景気は緩やかに回復しましたが、一方で、人手不足や消費者の節約志向の継続、不安定な海外情勢等の懸念材料も見られました。

このような中、当社グループはコア事業の収益基盤の再構築、着実な利益成長、株主還元強化を柱に経営計画「NNI-120 II」を推進し、各事業において、製品・サービスの高付加価値化と販売拡大、コスト競争力強化と安全・安心の両立、成長分野への戦略投資等、スピード感を持って成長戦略の実行に取り組みました。

当期の業績につきましては、売上高は、前年に子会社の株式譲渡を行い連結対象外となった影響はあったものの、加工食品事業における中食・惣菜の出荷増やエンジニアリング事業における大型工事の受注等により、5,400億94百万円(前期比101.5%)となりました。利益面では、生活者のニーズにあった高付加価値製品の出荷拡大、コストダウンをはじめとした収益向上施策により、営業利益は272億円(前期比106.6%)、経常利益は318億円(前期比104.8%)、親会社株主に帰属する当期純利益は213億39百万円(前期比109.6%)と、いずれも過去最高となりました。

また、株主還元の一層の積極化を図り、100億円を上限とした自己株式取得を行いました。

当期の配当につきましては、連結ベースでの配当性向を40%以上とする経営計画の基本方針のもと、前期より3円増額の1株当たり年間29円を予定しております。

当社グループは、今後、更なる複雑化・高速化が予想される社会全体の10年後、20年後の構造変化を見据え、長期ビジョン「NNI “Compass for the Future” 新しいステージに向けて ～ 総合力の発揮とモデルチェンジ」を本年5月に策定し、新たな取組みをスタートしました。

②当社グループの営業概況

当社グループは、国内においてはすべての領域にわたり、販売促進活動の強化、生産性向上に努めるとともに、引き続きコスト削減や調達コストに見合った適正な利益の確保に取り組みました。また、海外においても、事業基盤拡大のための施策を積極的に推進しました。

新製品開発では、新規性、独自性があり、高い付加価値を持った製品の継続的な開発を行い、新市場の開拓に注力しました。

また、高品質で安全・安心な製品をお届けするため、品質管理体制の一層の強化・充実に努めてまいりました。当社グループ各事業の営業概況は以下のとおりです。

◆ 製 粉 事 業

製粉事業につきましては、消費者の節約志向の継続等を背景とした厳しい市場環境の中、積極的な拡販施策を実施し新規顧客の獲得を進め、国内業務用小麦粉の出荷は前年を上回りました。また、昨年4月に輸入小麦の政府売渡価格が5銘柄平均で4.6%、10月に同3.6%引き上げられたことを受け、それぞれ昨年6月及び12月に業務用小麦粉の価格改定を実施しました。

生産・物流面では、食品安全の取組みを引き続き積極的に推進するとともに、生産性向上及び固定費削減に取り組みました。

副製品であるふすまにつきましては、価格は軟調に推移しました。

海外事業につきましては、積極的な拡販に伴う出荷増により、売上げは前年を上回りましたが、利益面では、主に北米地域における販売競争もあり、厳しい状況となりました。なお、カナダの Rogers Foods Ltd. チリワック工場は生産能力約80%増強工事が昨年10月に完了し、また2019年初頭に完了予定である米国の Miller Milling Company, LLC サギノー工場の生

産能力約70%増強工事も、順調に進捗しております。さらに本年3月には、タイの Nisshin-STC Flour Milling Co.,Ltd. が、拡大する小麦粉需要に対応するため製粉工場を買収し、同社の生産能力は2.3倍に増強されました。

この結果、製粉事業の売上高は2,347億99百万円(前期比100.5%)、営業利益は海外事業で販売競争等による業績への影響があったものの、国内事業でコストダウンのほか前年の戦略経費発生の反動もあり、99億57百万円(前期比101.4%)となりました。

◆ 食 品 事 業

加工食品事業につきましては、家庭用では、生活者の個食化・簡便化等のニーズにこたえ、好評をいただいているボトルタイプ製品のラインアップの拡充、拡販を図ったほか、イベントへの協賛、デジタルマーケティングの活用等、消費を喚起する施策を実施しました。業務用では、顧客ニーズに合わせた新製品の投入、新規顧客獲得に向けた提案活動を実施しました。また、輸入小麦の政府売渡価格改定に伴う業務用小麦粉の価格改定を受け、家庭用小麦粉及び業務用プレミックス等の価格改定を、昨年7月及び本年1月に実施しました。中食・惣菜につきましては、幅広いカテゴリーの製品をフルラインアップで供給できる総合中食・惣菜事業を展開しており、昨年、関西の調理麺工場の生産能力を増強するとともに、名古屋に新工場を建設しました。この結果、パスタ・パスタソース、中食・惣菜、冷凍食品等の出荷が好調に推移したものの、前年に子会社の株式譲渡を行い連結対象外となった影響等により、加工食品事業全体としては、売上げは前年を下回りました。

海外事業につきましては、プレミックス事業の売上げは前年を上回りました。また、コスト競争力を有するグローバルな最適生産体制の構築に向けて建設したベトナムのパスタソース等の調理加工食品工場、トルコのパスタ工場は順調に稼働しております。

酵母・バイオ事業の酵母事業につきましては、主にパン向けの総菜等の出荷が好調に推移した結果、売上げは前年を上回りました。バイオ事業につきましては、診断薬原料等の出荷増等により、売上げは前年を上回りました。なお、2020年夏頃の完工予定で、海外子会社である Oriental Yeast India Pvt. Ltd. がインドにおいてイースト工場の建設を進めております。

健康食品事業につきましては、医薬品原薬の出荷増等により、売上げは前年を上回りました。

この結果、食品事業の売上高は2,540億円(前期比99.6%)、営業利益は中食・惣菜事業の名古屋新工場立上げにかかる費用の発生はあったものの、生活者のニーズにあった高付加価値製品の出荷拡大やコストダウンにより、134億73百万円(前期比108.4%)となりました。

◆ その他事業

ペットフード事業につきましては、積極的な新製品の投入、キャンペーンの実施等拡販に努め、売上げは前年を上回りました。

エンジニアリング事業につきましては、主力のプラントエンジニアリングにおける大型工事の受注により、売上げは前年を上回りました。

メッシュクロス事業につきましては、太陽光パネル向

けのスクリーン印刷用資材、自動車部品向け等の化成品の出荷が好調で、売上げは前年を上回りました。

この結果、その他事業の売上高は512億95百万円(前期比118.0%)、営業利益はエンジニアリング事業におけるプラント工事の収益改善等があり、36億13百万円(前期比122.2%)となりました。

(2) 対処すべき課題

① 経営の基本方針

当社グループは、「信を万事の本と為す」と「時代への適合」を社是とし、「健康で豊かな生活づくりに貢献する」ことを企業理念として、事業を進め業容の拡大を図ってまいりました。また、グループ各社は「健康」を常に念頭において製品やサービスの提供に努め、「信頼」を築き上げる決意をこめて「健康と信頼をお届けする」をコーポレートスローガンとしております。

これらの基本的な理念を踏まえて、当社グループは長期的な企業価値の極大化を経営の基本方針とし、コア事業と成長事業へ重点的に資源配分を行いつつ、グループ経営を展開しております。

また、内部統制システムへの取組み、コンプライアンスの徹底、食品安全、環境保全、社会貢献活動等の社会的責任を果たしつつ自己革新を進め、株主、顧客、取引先、社員、社会等の各ステークホルダーから積極的に支持されるグループであるべく努力を重ねております。

② 中長期的な会社の経営戦略、目標とする経営指標

当社グループは、今後、更なる複雑化・高速化が予想される社会全体の10年後、20年後の構造変化を見据え、長期ビジョン「NNI “Compass for the Future” 新しいステージに向けて ～ 総合力の発揮とモデルチェンジ」を策定しました。これを未来への羅針盤として、現在取り組んでいる2020年度を最終年度とした経営計画「NNI-120 II」(業績目標：売上高7,500億円、営業利益300億円、1株当たり当期純利益(EPS)80円)を通過点に、ニュー・ニッシン・イノベーション活動を推進してまいります。

長期ビジョンにおきましては、当社グループが目指す将来のブランド・デザインの実現に向けて、グループの「総合力」を発揮する仕組みを構築するとともに「顧客志向」を改めて徹底し、「既存事業のモデルチェンジ」及び「グループの事業ポートフォリオ強化」を柱に成長戦略を推進し、また、それを支える経営機能の一層の強化等を図ります。収益レベルをさらに引き上げるべく取り組み、「未来に向かって、「健康」を支え「食のインフラ」を担うグローバル展

開企業”として、「国内食品業界における確固たる地位」を揺るぎないものとしてまいります。

また、「当社創業以来の価値観」を共有して下さる株主の皆様へ長期的スタンスで安定的に利益還元を強化してまいります。連結ベースでの配当性向の基準を40%以上とし連続増配により配当の上積みを図り、自己株式取得等はキャッシュフローや戦略的な投資資金需要を勘案した上で機動的に行ってまいりたいと考えております。

当社グループは、長期ビジョン実現のために策定したこれらの戦略を遂行し、利益成長と資本政策の両面から更なる1株当たり当期純利益(EPS)の成長を図るとともに資本の効率性と財務の安定性のバランスを取りながら、資本コストを上回る自己資本利益率(ROE)の確保・向上に努めてまいります。

また、企業価値を高める規律としてのガバナンス(G)を強化し、事業の持続可能性に関わる環境(E)・社会(S)への貢献を事業戦略と深く関連させ経営を推進していくことで、「企業理念の実現」と「企業価値の極大化」をより強く結び付け、あらゆるステークホルダーの皆様から積極的に支持され続ける企業グループとして発展を目指してまいります。

③経営環境及び対処すべき課題

国内の食品業界におきましては、流動的な世界情勢を背景とした為替相場や穀物・資源価格の変動、及び国内の人口減少に伴う市場縮小や人手不足問題の深刻化等、事業環境は大きく変化しております。また、今後の国際貿易交渉の結果いかんではグローバル競争が加速されることが予想されます。

そのような中、当社グループは、引き続き小麦粉をはじめとする安全・安心な「食」の安定供給を確保し、各事業におきまして安全・安心な製品をお届けするという使命

を果たすとともに、国内・海外を含めた事業会社間の連携を強化し、グループとしての「総合力」をさらに発揮して、長期ビジョンの実現を目指しスピーディーに取り組み、事業の成長を図ってまいります。

1. 国内事業戦略

製粉事業におきましては、お客様のニーズを的確にとらえた製品の開発や価値営業の推進によりお客様との関係を一層強化し、引き続き安全・安心な製品の安定供給に努めてまいります。

加工食品事業におきましては、生活者の個食化・簡便化等のニーズに対応した新製品の投入や積極的な販売促進施策等によるブランドロイヤリティの向上、及び成長分野である中食・惣菜事業、冷凍食品事業の一層の拡大を図るなど、事業ポートフォリオの最適化に取り組んでまいります。また、深刻化する人手不足問題にも適切に対応してまいります。

酵母・バイオ、健康食品、ペットフード、エンジニアリング、メッシュクロス等の各事業におきましては、製品開発・技術開発を進め、各業界において存在感のある事業群として成長を図ってまいります。

2. 海外事業戦略

製粉事業におきましては、当社グループの強みである製粉技術、提案力を活かした拡販に取り組み、現地市場での自立的成長を図ってまいります。北米では、カナダの Rogers Foods Ltd. チリワック工場の生産能力増強工事が完了し、昨年10月に稼働しており、これに続き2019年初頭の稼働予定で米国の Miller Milling Company, LLC サギノー工場の生産能力約70%増強工事を進めております。また、タイでは Nisshin-STC Flour Milling Co., Ltd. が同じくタイの Pacific Flour Mill Co., Ltd. から製粉工場を買収し、同社の生産能力は2.3倍に増強されまし

た。引き続き、戦略投資を積極的に推進し、海外事業の基盤拡大に取り組んでまいります。

加工食品事業におきましては、アジア市場で成長が見込まれる業務用プレミックス事業をさらに拡大してまいります。また、生産面ではグローバルな最適生産体制をベースにコスト競争力を強化するとともに、当社グループが長年培ってきた製造技術や高度な品質管理ノウハウを活かし、パスタ、パスタソース、冷凍食品等の更なる事業拡大に取り組んでまいります。

酵母・バイオ事業におきましては、製パン用イーストの需要が高まっているインド市場に参入すべく、2020年夏頃の完工予定で Oriental Yeast India Pvt. Ltd. がイースト工場の建設を進めており、高品質な製品を現地市場に供給することで、事業の拡大を目指してまいります。

その他、製粉、食品、ベーカーリー関連ビジネスを中心に、新たな領域での事業拡大を自社独自に又はM&A、アライアンスによりスピード感を持って推進してまいります。

3. 研究開発戦略、コスト戦略

当社グループはお客様の視点に立った新製品開発と新しい領域の基礎・基盤技術の創出に取り組んでおります。新製品開発につきましては、新規性、独自性があり、お客様にとって付加価値の高い新製品を継続的に開発してまいります。研究面におきましては、研究成果の実用化、事業化推進のため、重点研究領域を明確にするとともに、事業戦略に即した研究テーマを設定するなど効率化、スピード化を図ってまいります。自動化技術の活用による更なる効率化も検討、推進し、人手不足問題等にも対応してまいります。

また、今後も大きな変動が想定される原・燃料相場に対応し、生産コスト、調達コストの低減を進めるとともに、変動するコストに適切に対応できる事業基盤を構築してまいります。

4. 麦政策等の制度変更に向けた取組み

日EU・EPAの妥結やTPP11協定(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定)への署名等、自由化に向けた潮流は継続しており、今後、国際貿易交渉が急速に進展した場合、小麦・小麦関連製品の国境措置低下に伴う需要変動により、関連業界に影響が及ぶことが想定されます。当社グループは、今後の情勢変化を適切に見極めながら、引き続きグローバル競争で勝ち抜くべく国内外での強固な企業体質を構築してまいります。

5. 企業の社会的責任への取組み

当社グループは、従前より社会にとって真に必要な企業グループであり続けるべく、「日清製粉グループの企業行動規範及び社員行動指針」の実践及びそのための取組みの促進を目的に社会委員会を設置し、企業活動全般におきまして企業の社会的責任(CSR)を果たしてきております。

当社グループは、コンプライアンスの徹底、品質保証体制の確立、環境保全活動の実施等のCSR活動の推進及び内部統制の浸透を経営の最重要課題の一つと位置付け、グループ全社に徹底しております。

コンプライアンスにつきましては、当社グループは関連法規や社会規範及び社内規程・ルールを遵守し、公正かつ自由な競争の中で事業の発展を図っております。

品質保証につきましては、安全・安心な製品をお届けするために、食品安全に加え、食品防衛(フード

ディフェンス)を強化しております。また、消費者の皆様の意識や社会の潮流を見極め、備えるべき事項や対策を適時、適切に指示する役割を担うCR室が、消費者の皆様の声や消費者行政関連の情報を積極的に収集し、消費者の皆様への対応の充実を図っております。さらには、小麦粉をはじめとする安全・安心な「食」の安定供給を確保するために、BCP(事業継続計画)により災害等への備え等も拡充しております。

環境保全につきましては、省エネルギー、廃棄物の削減等、電力問題への対応を含め環境負荷の低減に積極的に取り組んでおります。

内部統制につきましては、金融商品取引法により求められる範囲を超え、当社グループ全体におきまして広く内部統制システムの整備を行い、専任組織

によるモニタリングを実施するとともに引き続きその維持、改善に努めております。

さらに、当社グループは社会の一員として、広く社会貢献活動に取り組み、震災被災地の復興支援、「製粉ミュージアム」による地域観光資源や教育資産としての地域貢献等を行っております。

当社グループはこのような企業の社会的責任への取り組みを、ESG(環境・社会・ガバナンス)を重視した経営の重要課題として今後とも継続してまいります。

以上の課題への取り組みを着実に実行し、グループの一層の発展を図ってまいりますので、何卒株主各位の変わぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3)当社グループの財産及び損益の状況

区 分	第 171 期 平成26年度	第 172 期 平成27年度	第 173 期 平成28年度	第 174 期 平成29年度 (当 期)
売 上 高 (百万円)	526,144	556,701	532,040	540,094
経 常 利 益 (百万円)	25,544	28,099	30,329	31,800
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	16,036	17,561	19,466	21,339
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	53円28銭	58円25銭	64円50銭	71円47銭
総 資 産 (百万円)	549,307	550,305	557,568	593,493
純 資 産 (百万円)	378,715	386,485	406,805	413,794

(注) 当社は、平成26年10月1日付で普通株式1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行っております。このため、第171期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

(4) 当社グループの設備投資の状況

当期において実施いたしました設備投資の総額(支払ベース)は197億4百万円で、前期に比べ61億55百万円増加しております。

設備投資の主要なものは、Oriental Yeast India Pvt. Ltd. イースト工場建設工事、Miller Milling Company, LLC

サギノー工場新生産ライン増設工事等生産能力の増強投資であります。

(5) 当社グループの資金調達の状況

当期における増資あるいは社債発行等による重要な資金調達は行っておりません。

(6) 重要な子会社等及び企業結合等の状況

① 重要な子会社及び関連会社の状況

会 社 名	資本金 (百万円)	議決権比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
(子会社)			
日 清 製 粉 株 式 会 社	14,875	100.0	小麦粉の製造及び販売
Miller Milling Company, LLC	86	100.0	小麦粉の製造及び販売
Champion Flour Milling Ltd.	3,491	100.0	小麦粉の製造及び販売
日 清 フ ー ズ 株 式 会 社	5,000	100.0	パスタ類、家庭用小麦粉、冷凍食品等の販売、プレミックスの製造及び販売
日清製粉プレミックス株式会社	400	100.0	プレミックスの製造及び販売
マ・マーマカロニ株式会社	350	68.2	パスタ・冷凍食品の製造及び販売
イニシオフーズ株式会社	487	100.0	惣菜・冷凍食品の製造及び販売、デパートの直営店舗の経営
株式会社ジョイアス・フーズ	50	65.1	調理麺等の製造及び販売
オリエンタル酵母工業株式会社	2,617	100.0	製菓・製パン用資材、生化学製品等の製造、販売及びライフサイエンス事業
日 清 フ ァ ル マ 株 式 会 社	2,689	100.0	健康食品・医薬品等の製造及び販売
日 清 ペ ッ ト フ ー ド 株 式 会 社	1,315	100.0	ペットフードの製造及び販売
日清エンジニアリング株式会社	107	100.0	食品生産設備等の設計・工事請負・監理及び粉体機器の販売
株式会社NBCメッシュテック	1,992	100.0	メッシュクロス、成形フィルターの製造及び販売
(関連会社)			
日 清 丸 紅 飼 料 株 式 会 社	5,500	40.0	配合飼料の製造及び販売
ト オ カ ツ フ ー ズ 株 式 会 社	100	49.0	弁当・惣菜等調理済食品の製造及び販売

(注) Miller Milling Company, LLC及び日清製粉プレミックス株式会社に対する議決権比率は、子会社保有によるものであります。また、Champion Flour Milling Ltd.、マ・マーマカロニ株式会社及びイニシオフーズ株式会社に対する議決権比率は、当社及び子会社保有によるものであります。

②重要な企業結合等の状況

該当する事項はありません。

(7)主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

当社グループの事業及びその主要な製品等は次のとおりであります。当社は持株会社として、これらの各事業を営む会社を支配・管理しております。

事業区分	主要な製品等
製粉事業	小麦粉、ふすま
食品事業	プレミックス、家庭用小麦粉、パスタ、パスタソース、冷凍食品、惣菜、製菓・製パン用資材、生化学製品、ライフサイエンス事業、健康食品
その他事業	ペットフード、設備の設計・監理・工事請負、メッシュクロス

(8)主要な事業所（平成30年3月31日現在）

- ①当社 本社(東京都千代田区)
研究所(ふじみ野市)
生産技術研究所
基礎研究所
QEセンター

②製粉事業

日清製粉株式会社 本社(東京都千代田区)
つくば穀物科学研究所(つくば市)
札幌営業部(札幌市)
仙台営業部(仙台市)
関東営業部(東京都中央区)
東京営業部(東京都中央区)
名古屋営業部(名古屋市)
大阪営業部(大阪市)
中四国営業部(岡山市)
福岡営業部(福岡市)
函館工場(函館市)
千葉工場(千葉市)
鶴見工場(川崎市)
名古屋工場(名古屋市)
知多工場(知多市)
東灘工場(神戸市)
岡山工場(岡山市)
坂出工場(坂出市)
福岡工場(福岡市)

Miller Milling Company, LLC 本社(米国ミネソタ州)
Winchester工場(米国ヴァージニア州)
Fresno工場(米国カリフォルニア州)
Los Angeles工場(米国カリフォルニア州)
Oakland工場(米国カリフォルニア州)
Saginaw工場(米国テキサス州)
New Prague工場(米国ミネソタ州)
Champion Flour Milling Ltd. 本社(ニュージーランド)
Mt. Maunganui工場(ニュージーランド)
Christchurch工場(ニュージーランド)

③ 食品事業

日清フーズ株式会社 本社(東京都千代田区)

北海道営業部(札幌市)

東北営業部(仙台市)

首都圏営業部(東京都中央区)

広域営業部(東京都中央区)

中部営業部(名古屋市)

関西営業部(大阪市)

中四国営業部(広島市)

九州営業部(福岡市)

館林工場(館林市)

日清製粉プレミックス株式会社 本社(東京都中央区)

名古屋工場(名古屋市)

マ・マーマカロニ株式会社 本社(宇都宮市)

宇都宮工場(宇都宮市)

神戸工場(神戸市)

イニシオフーズ株式会社 本社(東京都千代田区)

熊谷工場(熊谷市)

白岡工場(白岡市)

名古屋工場(一宮市)

東大阪工場(東大阪市)

株式会社ジョイアス・フーズ 本社(さいたま市)

児玉工場(埼玉県児玉郡)

京都工場(京都府久世郡)

オリエンタル酵母工業株式会社 本社(東京都板橋区)

東京工場(東京都板橋区)

大阪工場(吹田市)

びわ工場(長浜市)

日清ファルマ株式会社 本社(東京都千代田区)

健康科学研究所(ふじみ野市)

上田工場(上田市)

④ その他事業

日清ペットフード株式会社 本社(東京都千代田区)

日清エンジニアリング株式会社 本社(東京都中央区)

株式会社NBCメッシュテック 本社(日野市)

山梨都留工場(都留市)

静岡菊川工場(菊川市)

(9) 当社グループの従業員の状況

(平成30年3月31日現在)

事業区分	従業員数	前期末比増減
製粉事業	1,607名	+ 52名
食品事業	3,732名	+ 139名
その他事業	831名	+ 21名
全社(共通)	375名	+ 9名
合計	6,545名	+ 221名

(10) 当社グループの主要な借入先及び借入額

(平成30年3月31日現在)

主要な借入先はありません。

2 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項（平成30年3月31日現在）

- ①発行可能株式総数 932,856,000株
- ②発行済株式の総数 304,357,891株（自己株式7,341,122株を含む）
- ③株主数 20,674名（前期末比1,671名減）
- ④大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数（千株）	持 株 比 率（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	26,856	9.0
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	19,387	6.5
山 崎 製 パ ン 株 式 会 社	16,988	5.7
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	14,521	4.8
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	10,447	3.5
三 菱 商 事 株 式 会 社	8,448	2.8
丸 紅 株 式 会 社	6,284	2.1
住 友 商 事 株 式 会 社	6,091	2.0
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	5,585	1.8
農 林 中 央 金 庫	5,432	1.8

（注）当社は自己株式7,341,122株を保有しておりますが、上記の大株主からは除外しております。また、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

⑤当事業年度中に会社法第459条第1項及び定款第45条の規定に基づき取得した自己株式

当社普通株式 5,334,900株

取得価額の総額 9,999百万円

(2) 新株予約権等に関する事項

インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.nisshin.com/ir/stock/meeting/>)に掲載しております。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の氏名等（平成30年3月31日現在）

当社における地位	氏 名	当社における担当	重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 取 締 役 社 長	見 目 信 樹		日清製粉株式会社取締役会長
代 表 取 締 役 取 締 役 副 社 長	中 川 雅 夫	企画本部管掌 経理・財務本部管掌	
代 表 取 締 役 取 締 役 副 社 長	滝 澤 道 則	総務本部管掌	
常 務 取 締 役	原 田 隆	R & D・品質保証本部長	
常 務 取 締 役	毛 利 晃	経理・財務本部長	
取 締 役	小 高 聡	技術本部長	
※取 締 役	小 池 政 志	企画本部長	
※取 締 役	増 島 直 人	総務本部長	
取 締 役	中 川 真 佐 志		オリエンタル酵母工業株式会社取締役社長（代表取締役）
取 締 役	山 田 貴 夫		日清製粉株式会社取締役社長（代表取締役）
取 締 役	佐 藤 潔		日清ファルマ株式会社取締役社長（代表取締役）
※取 締 役	小 池 祐 司		日清フーズ株式会社取締役社長（代表取締役）
※取 締 役	瀧 原 賢 二		日清製粉株式会社取締役 日本ロジテム株式会社社外取締役
取 締 役	三 村 明 夫		新日鐵住金株式会社相談役名誉会長 日本商工会議所会頭 東京商工会議所会頭 株式会社日本政策投資銀行社外取締役 株式会社産業革新機構社外取締役 東京海上ホールディングス株式会社社外取締役 日本郵政株式会社社外取締役
取 締 役	伏 屋 和 彦		一般社団法人日本内部監査協会会長
※監 査 役 (常 勤)	熊 澤 幸 宏		
監 査 役 (常 勤)	吉 馴 和 哉		
監 査 役	河 和 哲 雄		弁護士 河和法律事務所所長
監 査 役	伊 東 敏		公認会計士 伊東公認会計士事務所所長 株式会社三井住友銀行社外取締役
監 査 役	永 井 素 夫		日産自動車株式会社社外監査役（常勤） オルガノ株式会社社外取締役

- (注) 1. 取締役 三村明夫、伏屋和彦の両氏は社外取締役であります。
2. 監査役 河和哲雄、伊東 敏、永井素夫の3氏は社外監査役であります。
3. 当社は、社外取締役及び社外監査役全員を、東京証券取引所の定める独立性基準を踏まえて策定した当社の「社外役員の独立性に関する基準」(インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.nisshin.com/ir/vision/governance/independence.pdf>))に掲載しております。)に基づき、独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役 吉馴和哉氏は、当社での経理・財務の業務経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役 伊東 敏氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当事業年度における当社役員及びその地位の異動は次のとおりであります。
- 平成29年6月28日をもって、大枝宏之、池田和穂、岩崎浩一の3氏は取締役を、正木康彦氏は監査役をそれぞれ任期満了により退任いたしました。また、同日開催の第173回定時株主総会において、※印を付した取締役及び監査役が新たに選任され就任いたしました。
7. 当事業年度における重要な兼職の状況に関する異動は次のとおりであります。
- | | |
|--------------|--|
| 取締役 見 目 信 樹氏 | 日清製粉株式会社取締役会長就任
(平成29年4月1日) |
| 取締役 山 田 貴 夫氏 | 日清製粉株式会社取締役社長(代表取締役)就任
(平成29年4月1日) |
| 取締役 小 池 祐 司氏 | 日清ペットフード株式会社取締役社長(代表取締役)退任
(平成29年6月28日) |
| | 日清フーズ株式会社取締役社長(代表取締役)就任
(平成29年6月28日) |
| 監査役 伊 東 敏氏 | 株式会社三井住友フィナンシャルグループ社外監査役退任
(平成29年6月29日) |
| | 株式会社三井住友銀行社外取締役就任
(平成29年6月29日) |

②責任限定契約の内容の概要

当社は各取締役（業務執行取締役等であるものを除きます。）及び各監査役との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨の契約を締結しております。

③取締役及び監査役の報酬等の額

1. 当事業年度に係る取締役、監査役ごとの報酬等の総額

取締役18名	394百万円
監査役 6 名	54百万円
上記のうち社外役員5名	49百万円

(注) 1. 上記の取締役及び監査役の人員には、当事業年度中に退任した取締役3名及び監査役1名が含まれております。

2. 取締役の報酬等の総額には、ストックオプション報酬として割り当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上額及び株式報酬制度に係る当事業年度における費用計上額も含まれております。

2. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

平成17年6月28日開催の第161回定時株主総会における役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金贈呈の決議に基づき、当事業年度中に退任した取締役1名に対し退職慰労金として990千円を支払っております。

④社外役員に関する事項

1. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

他の法人等の重要な兼職の状況は①に記載のとおりであり、当社と各兼職先との間には、重要な取引関係その他の特別な関係はありません。

2. 当事業年度における主な活動状況

1) 取締役 三 村 明 夫

当事業年度中に開催された取締役会13回のうち12回に出席し、経験豊富な経営者の視点から、決議事項及び報告事項の趣旨、内容等に関する質問、意見など適宜発言を行っております。

2) 取締役 伏 屋 和 彦

当事業年度中に開催された取締役会のすべてに出席し、主に大蔵省(現財務省)等での要職における経験と見識に基づき、決議事項及び報告事項の趣旨、内容等に関する質問、意見など適宜発言を行っております。

3) 監査役 河 和 哲 雄

当事業年度中に開催された取締役会及び監査役会のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、決議事項及び報告事項の趣旨、内容等に関する質問、意見など適宜発言を行っております。

4) 監査役 伊 東 敏

当事業年度中に開催された取締役会13回のうち12回に、監査役会12回のうち11回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、決議事項及び報告事項の趣旨、内容等に関する質問、意見など適宜発言を行っております。

5) 監査役 永 井 素 夫

当事業年度中に開催された取締役会及び監査役会のすべてに出席し、金融機関の経営者としての経験と見識を活かし、決議事項及び報告事項の趣旨、内容等に関する質問、意見など適宜発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(注) 当社の会計監査人であった新日本有限責任監査法人は、平成29年6月28日をもって任期満了により退任いたしました。

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	新日本 有限責任 監査法人	有限責任 監査法人 トーマツ
1. 会計監査人としての報酬等の額	—	52百万円
2. 当社及び当社子会社が支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	6百万円	174百万円

(注) 1. 当社と有限責任監査法人トーマツとの間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記1.の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社子会社の一部は、有限責任監査法人トーマツ以外の監査法人等が計算関係書類等の監査を行っております。

③ 非監査業務の内容

1. 当社及び当社子会社は、有限責任監査法人トーマツに対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)として会計及び内部統制に関する助言・指導業務等を委託しております。
2. 当社及び当社子会社は、新日本有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)として監査法人交代に伴う手続き業務を委託しております。また、当社子会社は、新日本有限責任監査法人に対して、同法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)として会計及び内部統制に関する助言・指導業務等を委託しております。

④ 監査役会が会計監査人の報酬等に同意をした理由

監査役会は、会計監査人の当事業年度における監査計画の内容、職務遂行状況、報酬見積りの算定根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等は妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められた場合、必要と認めるときは、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人が同条に定める事由又はこれに準じる事由に該当すると認められた場合、必要と認めるときは、同法第344条の定めに従い、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査役会は、会計監査人の監査品質、職務遂行状況等諸般の事情を総合的に勘案し、再任しないことが適切であると判断した場合には、同法第344条の定めに従い、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定いたします。

3 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社の内部統制システムは、業務執行組織における指揮命令系統の確立及び権限と責任の明確化、業務執行組織における長又は組織管理者による統制、組織間(例えば業務部門と経理部門)の内部牽制を基盤とし、取締役会において決議した基本方針に基づき、整備・運用しております。基本方針の内容及び運用状況の概要は、次のとおりです。

① 当社及びその子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 日清製粉グループでは、「日清製粉グループの企業行動規範及び社員行動指針」を策定しており、当社及び子会社社長並びに取締役は「企業行動規範」及び「社員行動指針」の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上関係者に周知徹底する。また、社内外の声を常時把握し、実効ある社内体制の整備を行うとともに、企業倫理の徹底を図る。
- 2) 当社及び子会社の監査役は、それぞれの取締役の職務の執行を監査し、また、取締役が内部統制システムを適切に構築・運用しているかを監視し検証する。
- 3) 当社代表取締役直轄の組織である内部統制部は、日清製粉グループの内部統制システムの整備・運用を指導する。
また、内部統制部は、独立組織として、日清製粉グループの内部統制システムの評価及び業務に係る内部監査を行う。

- 4) 日清製粉グループ横断的なCSR(企業の社会的責任)については、当社の「社会委員会」が、企業倫理・コンプライアンスを含めたCSR全般にわたる協議を行い、日清製粉グループでの実践に向けた施策を促進し、法令・定款・社会規範遵守の周知徹底を図る。
- 5) 日清製粉グループでは、市民社会の秩序や安全に脅威を与えるような反社会的な勢力からの不当な要求には屈することなく、外部の専門機関と連携して、組織的に対応する。
- 6) 当社は、日清製粉グループの社員等からの通報を受け、違反行為を早期に発見・対応すべく設置した「コンプライアンス・ホットライン制度」を維持・整備する。

(運用状況)

- 1) 日清製粉グループでは、「日清製粉グループの企業行動規範及び社員行動指針」を、グループ共通の統制基盤として海外を含むグループ各社に導入し、周知徹底を図っております。
- 2) 社員に対しては、人事研修制度を利用して「日清製粉グループの企業行動規範及び社員行動指針」や「コンプライアンス・ホットライン制度」の啓発を行っております。
- 3) 当社の内部統制部は、グループ各社の内部統制評価を行い、これらの周知状況や社内ルールの遵守状況を確認しております。
- 4) 当社では、「社会委員会」を当期は3回開催し、コンプライアンスを含むCSR全般の協議を行い、日清製粉グループの施策を促進しております。

- 5) また、「規範倫理委員会」を開催し、反社会的勢力等への不正な支出がないことや寄付金の審査を行っております。

②当社及びその子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 日清製粉グループでは、事業活動に係る案件については、その重要性・影響度等に応じて決裁ないしは報告手続を定め、実施前にリスク判断も含めた検討を行う。
- 2) 日清製粉グループでは、「日清製粉グループリスクマネジメント規程」に基づき、リスク評価とリスク対策レビューを実施するとともに、当社の「リスクマネジメント委員会」は、子会社が評価したリスクに対し適切なコントロールが構築されているか、リスクの漏れがないか等について、確認・指導し、日清製粉グループ全体のリスクマネジメントを統括する。
- 3) 日清製粉グループでは、「日清製粉グループクライシスコントロール規程」に基づき、社員等は、クライシスが発生したとき又はそのおそれが生じたときは、損失の危険を早期に発見・対応すべく、指定された日清製粉グループの連絡先に通報する。
また、クライシスが発生した場合、当社は、速やかに対策本部を設置し、適切な対応を行うことによって、損害を最小限にとどめる。
- 4) 当社及び子会社の監査役は、それぞれの取締役が会社に著しい損害又は重大な事故を招くおそれがあると認めたとき、取締役に対し助言・勧告等必要な措置を講ずる。

(運用状況)

- 1) 日清製粉グループ各社では、「日清製粉グループリスクマネジメント規程」に基づいて、リスク評価とリスク

対策レビューを実施しております。また、当社の「リスクマネジメント委員会」の下部組織である企画部会では、各社の見直し結果についてグループ横断的な確認を行い「リスクマネジメント委員会」に報告、同委員会にて協議しております。

- 2) 日清製粉グループの社員等がクライシスの発生やそのおそれを認識したとき通報窓口に通報を行うよう、「日清製粉グループクライシスコントロール規程」に基づいて通報制度を設けております。

③当社及びその子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 当社及び子会社は、取締役会における決議事項・報告事項、稟議における社長決裁事項・担当取締役決裁事項等により責任と権限を明確化しており、取締役は適正かつ迅速な職務執行を行う。
- 2) 日清製粉グループでは、事業戦略及びその方向性を明確化し、各子会社の利益計画もこれに沿って単年度ごとに策定、取締役の任期も1年とし、責任を明確化する。さらに、取締役会は毎月業績をレビューし、改善策を検討・実施する。

(運用状況)

- 1) 日清製粉グループでは、2020年度を最終年度とする経営計画「NNI-120 II」を策定し、コア事業の収益基盤の再構築や買収事業を含めた自立的成長等を柱とする基本戦略の実行により着実な利益成長を目指しております。
- 2) グループ各社は、その事業戦略に沿って当期の利益計画を策定するとともに、グループ各社の取締役会において毎月業績のレビューをした上で改善策を実施しております。

④ 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 日清製粉グループは持株会社制度を採用しており、持株会社である当社が常に子会社を株主の視点から評価・監督する。
- 2) 子会社の事業活動に係る重要案件に関しては、当社の取締役会に付議ないし報告すべき基準を定める。
- 3) 日清製粉グループでは、「日清製粉グループの企業行動規範及び社員行動指針」を定め、「企業理念」・「経営基本方針」・「ステークホルダーに対する基本姿勢」・「企業行動規範」・「社員行動指針」を明示するとともに、その周知徹底を図る。
- 4) 日清製粉グループでは、連結財務諸表等の財務報告の信頼性を確保するために、各業務の手順・方法等を定め、不正・誤謬を排除する体制を整備・運用する。
- 5) 当社監査役及び子会社監査役は定期的に「日清製粉グループ監査役連絡会」を開催し、監査事例等についての意見交換を行い、各課題の共有化を図る。
- 6) 当社は、設備・安全監査、環境監査、品質保証監査等の専門監査を日清製粉グループを対象として行う。
- 7) 当社代表取締役直轄の組織である内部統制部は、日清製粉グループの内部統制システムの整備・運用を指導する。
また、内部統制部は、独立組織として、日清製粉グループの内部統制システムの評価及び業務に係る内部監査を行う。
- 8) 日清製粉グループの各子会社は、社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、内部統制システムの整備・運用を推進する。

(運用状況)

- 1) 子会社の事業活動に係る重要案件に関しては、「取締役会決議事項及び報告事項」並びに「子会社に関する取締役会付議基準」に基づいて、当社取締役会への付議又は報告が行われております。
- 2) 財務報告の信頼性確保を目的とした内部統制については、日清製粉グループ統一方針のもとで、グループ各社の業務手順を文書化し、有効な統制が存在することを確認するとともに、内部統制部がその整備状況・運用状況を評価しております。
- 3) 財務報告目的以外の内部統制については、当社の専門部署が、設備・安全、環境保全、品質保証等の監査を行い、各業務が適正に運用されていることを確認しております。

⑤ 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録・稟議書を始めとする職務の執行に係る文書その他の情報については、機密情報として規程に従い適切に保存・管理する。

(運用状況)

当社の取締役会議事録及び稟議書については、機密情報として「機密情報管理規程」に従い適切に保存・管理しております。

⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 1) 監査役の職務を補助する者として監査役付を置き、監査役監査に当たって監査役付は監査役の命を受け業務を補佐し、人事異動等に関しては監査役の同意を得て行う。
- 2) 取締役は監査役付の業務執行に対して不当な制約を行うことにより、その独立性を阻害することがないよう留意するものとする。

(運用状況)

監査役監査機能の充実のため、取締役から独立した監査役付が、監査役の職務を補助しております。また、監査役付の業務執行に対しては、取締役が不当な制約を行うことにより、その独立性を阻害することがないよう十分に留意しております。

⑦当社の取締役及び使用人並びにその子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

- 1) 当社監査役は取締役会のほか重要な会議(「グループ運営会議」・「債権管理委員会」・「規範倫理委員会」等)に出席し、適宜意見を述べる。
- 2) 当社監査役会は、必要に応じて監査役会において、会計監査人・取締役・内部統制部等に対して報告を求める。
- 3) 当社及び子会社の取締役は会社に著しい損害又は重大な事故を招くおそれがあると認めたとき、速やかにそれぞれの監査役に報告するとともに、各子会社の監査役は当社監査役にも報告する。
- 4) 子会社の監査役によって実施された監査結果は、当社監査役会にも報告される。
- 5) 当社内部統制部による内部統制評価結果及び内部監査結果は、当社監査役会にも報告される。

- 6) 当社による設備・安全監査、環境監査、品質保証監査等の専門監査の結果は、当社監査役会にも報告される。
- 7) 「コンプライアンス・ホットライン」による情報は、速やかに当社監査役に報告される。
- 8) 当社の本部長及び子会社社長の交代の際の引継書は当社監査役会にも提出する。
- 9) 当社及び子会社の稟議はすべてそれぞれの監査役に回付する。

(運用状況)

- 1) 当社監査役は取締役会のほか「グループ運営会議」、「債権管理委員会」等の重要な会議に出席し、適宜意見を述べております。
- 2) 当社監査役及び内部統制部は、監査結果等をその都度相互に報告し、また、主要事業子会社監査役及び専門監査スタッフは、監査結果を当社監査役及び内部統制部に報告することを通じて、相互の連携を図っております。
- 3) 当社監査役は、主要事業子会社監査役及び内部統制部と、「日清製粉グループ監査役連絡会」を当期は2回開催し、監査事例等について意見交換を行い、問題意識の共有化とグループ全体の監査品質の向上に努めております。

⑧当社の監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「コンプライアンス・ホットライン」の通報者を含む前項の報告者は、当該報告等を行ったことをもって人事制度上その他いかなる意味においても不利益な取扱いはされない。

(運用状況)

「コンプライアンス・ホットライン」にて通報を行った者が不利益な取扱いをされない旨を「コンプライアンス・ホットライン規程」にて定め、これを社内イントラネットに掲載して周知を図っております。

⑨ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用に関しては予算化し、予算外の費用についても、会社法388条に基づいて、当該監査役の職務の執行に必要ではないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
(運用状況)

当社監査役の職務の執行について生ずる費用に関しては予算化しているほか、予算外の費用についても、会社法388条に基づいて速やかに処理しております。

⑩ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換する。

(運用状況)

当社監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を実施しております。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容の概要

当社は、「食」にかかわる企業として、安全安心な食を提供し続けていくことが当社グループの責務であるとともに企業価値の源泉であると考えております。企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させるためには、製品の高い安全性と品質の保証、その安定的な供給が必要不可欠です。これらの理解に欠ける者が、当社株式を買い集め、短期的な経済的効率性のみを重視して生産コストや研究開発コストにつき過度の削減を行うなど中長期的視点からの継続的・計画的な経営方針に反する行為を行うことは、当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損されることにつながります。また、これらに限らず株式の買付行為の中には、その態様によっては当社の企業価値及び株主共同の利益を害するものも存在します。

こうしたことに対処するためには、当社株式の買収者が意図する経営方針や事業計画の内容、買収提案が当社株主や当社グループの経営に与える影響、当社グループを取り巻く多くの関係者に与える影響、食の安全を始めとした社会的責任に対する考え方等について、事前の十分な情報開示がなされ、かつ相応の検討期間、交渉力等が確保される必要があると考えております。

② 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

純粋持株会社である当社は、当社グループの経営戦略の立案、効率的な経営資源の配分、事業活動の監査・監督の役割を担い、各事業会社はそれぞれのマーケットに最適化することで、製品の高い安全性と品質の保証及びその安定的な供給を確保し、相互に企業価値を高め合い

グループ全体の企業価値を向上させております。

この体制のもと当社グループは、製品の安全性及び品質を支える生産技術・開発力・分析力等の高い技術力の維持・向上を目指し、長期的な視点に立った継続的・計画的な設備投資を実施するとともに、一層の専門性の確保・向上のための従業員の育成、品質及び設備に関する継続的な監査・指導システムの導入、内部統制、コンプライアンス体制の構築と継続的な徹底などに注力しており、また、お取引先、地域社会を含めた各利害関係者との信頼関係の構築と維持にも努めております。

③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社は、企業価値及び株主共同の利益を確保・向上するための方策として、定款第49条及び平成27年6月25日開催の第171回定時株主総会においてご承認いただいた「企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のための新株予約権の無償割当等承認決議更新の件」の内容に従い、新株予約権の無償割当てを活用した方策（「本プラン」）を導入しております。本プランの概要は以下のとおりです。

1) 取締役会は、特定買収行為を企図する者に対して、買収提案をあらかじめ書面により当社に提出し、当該買収提案について本新株予約権（下記6）の無償割当等を行わない旨の取締役会決議（「確認決議」）を求めるよう要請するものとし、特定買収行為を企図する者は、その実行に先立ち、買収提案を提出して確認決議を求めるものとします。取締役会は、本プランの迅速な運営を図る観点から、特定買収行為に関する提案を行った者に対し、必要に応じて回答期

間を設定して追加的に情報提供を要請する場合があります。この場合でも、最初の情報提供要請を当該提案者に行った日から起算して60営業日以内を上限として、当該提案者が行う回答期間を設定し、当該回答期間の満了をもって企業価値委員会の検討・審議を開始することとします。

「特定買収行為」とは、i) 株券等保有割合が20%以上となる当社の株券等の買付行為（これに準ずる行為として取締役会で定めるものを含みます。）又はii) 買付け等の後の株券等所有割合が20%以上となる当社の株券等の公開買付けの開始行為のいずれかに該当する行為をいいます。「買収提案」とは、買収後の当社の経営方針と事業計画、対価の算定根拠、買収資金の裏付け、当社の利害関係者に与える影響その他下記4) 7) ないし8) 記載の事項に関連する情報として当社が合理的に求めるものが記載されたものをいいます。

- 2) 取締役会は、買収提案を受領した場合、当該買収提案を当社の社外役員のみから構成される企業価値委員会に速やかに付議するものとします。
- 3) 企業価値委員会は、買収提案を検討し、当該買収提案について取締役会が確認決議を行うべきである旨を勧告する決議（「勧告決議」）を行うかどうかを審議します。勧告決議は全委員の過半数の賛成により行われ、当該決議結果は開示されるものとします。企業価値委員会の検討・審議期間は、取締役会による買収提案受領後60営業日（対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない買収提案以外の場合には90営業日。）とします。合理的理由がある場合に限り、30営業日を上限として検討・審議期間が延長されることがありますが、その場合には、当該理由及び

延長予定期間について開示いたします。

- 4) 企業価値委員会における勧告決議の検討・審議は、当該買収提案が企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであるかどうかの観点から真摯に行われるものとします。なお、企業価値委員会は、以下に掲げる事項がすべて充たされていると認められる買収提案については、勧告決議を行わなければならないものとし、また、以下に掲げる事項の一部を充たさない買収提案であっても企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に照らして相当であると認められる場合には勧告決議を行うものとします。

ア) 下記のいずれの類型にも該当しないこと

- (a) 株式を買い占め、その株式について当社又はその関係者に対して高値で買取りを要求する行為
 - (b) 当社を一時的に支配して当社の重要な資産等を移転させるなど、当社の犠牲の下に買収提案者又はそのグループ会社その他の関係者の利益を実現する経営を行う行為
 - (c) 当社の資産を買収提案者又はそのグループ会社その他の関係者の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - (d) 当社の経営を一時的に支配して将来の事業展開、商品開発等に必要な資産や資金を減少させるなど、当社の継続的發展を犠牲にして一時的な高いリターンを得ようとする行為
 - (e) その他、当社の株主、取引先、顧客、従業員等を含む当社の利害関係者の利益を不当に害することを買収提案者又はそのグループ会社その他の関係者が利益をあげる態様の行為
- イ) 当該買収提案に係る取引の仕組み及び内容等が、関連する法令及び規則等を遵守したものであること

ウ) 当該買収提案に係る取引の仕組み及び内容が、買収に応じることを当社株主に事実上強要するおそれがあるものではないこと

エ) 当該買収提案を検討するために必要でかつ虚偽のない情報が、当社の要請等に応じて適時に提供されていること、その他本プランの手続に即した真摯な対応がなされていること

オ) 当該買収提案を当社が検討（代替案を検討し当社株主に対して提示することを含む。）するための期間（買収提案の受領日から60営業日（対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない買収提案以外の場合には90営業日。なお、これらの日数を超える合理的理由がある場合は30営業日を上限とした当該日数。））が確保されていること

カ) 当社の企業価値及び株主共同の利益に照らして不十分又は不適切であると認められる条件による提案ではないこと

キ) その他企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであると合理的に認められること

5) 取締役会の確認決議は、企業価値委員会の勧告決議に基づいてなされるものとします。取締役会は、企業価値委員会から勧告決議がなされた場合、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、速やかに確認決議を行わなければならないものとし、確認決議を受けた買収提案に対して本新株予約権の無償割当等を行うことができないものとします。

6) 特定買収者（特定買収行為を行った者で特定買収行為を行った時点までに確認決議を得なかった者をいいます。）が出現した場合、取締役会は、特定買収者の出現を認識した旨の開示のほか、無償割当基準日、

無償割当効力発生日その他本新株予約権の無償割当てに関する必要事項を決定する決議を行い、決定された事項を公表の上、本新株予約権の無償割当てを実行します。「本新株予約権」とは、特定買収者等(特定買収者及びその関係者をいいます。)の行使に制約が付された新株予約権をいいます。

無償割当基準日の前で取締役会が別途定める日(但し、無償割当基準日の3営業日前の日以降の日を定めることは予定されておりません。)までに、特定買収者の株券等保有割合が20%を下回ったことが明らかになった場合等には、取締役会は本新株予約権の無償割当ての効力を生じさせないことができます。

- 7) 本新株予約権の無償割当てを行う場合、無償割当基準日における全普通株主(但し、当社を除く。)に対し、その所有する当社普通株式1株につき本新株予約権1個の割合で割り当てることとし、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、2株以下で取締役会が別途定める数となります。各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1円に各本新株予約権の目的となる株式の数を乗じた額とします。
- 8) 本新株予約権には、未行使の本新株予約権を当社が取得することができる旨の取得条項が付されます。取得の対価は、特定買収者等に該当しない者が保有する本新株予約権については、当該本新株予約権の数に本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた数の整数部分に該当する数の当社普通株式、それ以外の本新株予約権については取得に係る本新株予約権と同数の譲渡制限付新株予約権(特定買収者等の行使に制約が付されたもの)となります。

④取締役会の判断及びその理由

本プランは上記の基本方針に沿うものであり、またその合理性を高めるため以下のような特段の工夫が施されておりますので、本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

- 1) 本プランは、当社定款第49条の規定に則り、平成27年6月25日開催の第171回定時株主総会において株主の皆様の事前承認を受けております。
- 2) 当社取締役の任期は1年であり、任期期差制や解任要件の普通決議からの加重等も行っておりません。従って、1回の株主総会普通決議における取締役の選解任を通じて、取締役会決議により本プランを廃止することが可能です。
- 3) 本プランにおける判断の中立性を担保するため、当社社外役員のみから構成される企業価値委員会が、買収提案の内容につき検討を行い、当社の役員としての会社に対する法的義務を背景に、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであるかどうかの観点から買収提案について審議します。そして、企業価値委員会から取締役会に対し、確認決議を行うべきとの勧告決議がなされた場合、取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、同勧告決議に従い確認決議を行わなければならないこととされております。
- 4) 上記③ 4) ア) ないし キ) 記載の事項がすべて充たされていると認められる買収提案については、企業価値委員会は勧告決議を行わなければならないものとされており、客観性を高めるための仕組みが採られております。

- 5) 本プランは、株主総会の承認決議の範囲内で、取締役会決議により毎年見直すことを基本としており、関連する法制度の動向その他当社を取り巻く様々な状況に対応することが可能となっております。
- 6) 株主総会の承認決議の有効期間を、決議から3年に設定しております。3年が経過した時点で、取締役会は、附帯条件の見直し等を含め、改めて株主総会の承認をお願いし、株主の皆様にご判断いただくことを予定しております。
- 7) 本プランは、経済産業省及び法務省が定めた平成17年5月27日付「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」が求める適法性の要件(新株予約権等の発行の差止めを受けることがないために充たすべき要件)、合理性の要件(株主や投資家など関係者の理解を得るための要件)をすべて充たしております。また、経済産業省企業価値研究会平成20年6月30日付報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容にも合致しております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

会社の利益配分に関しましては、現在及び将来の収益状況及び財務状況を勘案するとともに、連結ベースでの配当性向40%以上を基準として配当を行うことを基本方針とし、株主の皆様のご期待にこたえてまいりたいと存じます。

当期の年間配当におきましては、株主の皆様への一層の利益還元として、前期より3円増額の1株当たり29円を予定しております。これによりまして、期末配当を1株当たり15円とする剰余金の配当に関する議案を定時株主総会に付議させていただきます。この結果、株式分割において、1株当たりの配当金の調整を行わず配当総額を増加させた平成26年3月期以降、実質的に5期連続の増配となる予定であります。

また、当期におきましては、株主還元の強化、資本効率の向上を図るため、自己株式5,334,900株を99億99百万円で取得いたしました。

このたび、当社グループは長期ビジョン「NNI “Compass for the Future” 新しいステージに向けて～総合力の発揮とモデルチェンジ」を策定しました。当社は長期ビジョンにおける方針に基づき「当社創業以来の価値観」を共有して下さる株主の皆様へ長期的スタンスで安定的に利益還元を強化してまいります。具体的には、連結ベースでの配当性向の基準を40%以上とし連続増配により配当の上積みを図り、自己株式取得等はキャッシュフローや戦略的な投資資金需要を勘案した上で機動的に行ってまいりたいと考えております。

以 上

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成30年3月31日現在)

(単位: 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	265,442	流動負債	114,258
現金及び預金	91,635	支払手形及び買掛金	58,492
受取手形及び売掛金	79,676	短期借入金	7,892
有価証券	7,857	未払法人税等	4,397
たな卸資産	71,882	未払費用	19,291
繰延税金資産	4,690	その他	24,184
その他	9,892		
貸倒引当金	△ 193	固定負債	65,441
固定資産	328,051	長期借入金	7,194
有形固定資産	150,942	繰延税金負債	29,097
建物及び構築物	55,979	修繕引当金	1,159
機械装置及び運搬具	38,700	退職給付に係る負債	20,782
土地	42,208	長期預り金	5,402
建設仮勘定	10,337	その他	1,804
その他	3,716	負 債 合 計	179,699
無形固定資産	12,409	(純資産の部)	
のれん	5,623	株主資本	324,732
その他	6,786	資本金	17,117
投資その他の資産	164,699	資本剰余金	12,894
投資有価証券	158,211	利益剰余金	306,415
退職給付に係る資産	238	自己株式	△ 11,695
繰延税金資産	3,045	その他の包括利益累計額	74,546
その他	3,329	その他有価証券評価差額金	69,467
貸倒引当金	△ 125	繰延ヘッジ損益	△ 473
資 産 合 計	593,493	為替換算調整勘定	6,352
		退職給付に係る調整累計額	△ 800
		新株予約権	189
		非支配株主持分	14,327
		純 資 産 合 計	413,794
		負 債 純 資 産 合 計	593,493

連結損益計算書（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額	
売上高		540,094
売上原価		378,742
売上総利益		161,352
販売費及び一般管理費		134,152
営業利益		27,200
営業外収益		
受取利息	305	
受取配当金	2,412	
持分法による投資利益	1,771	
受取賃貸料	284	
その他	311	5,084
営業外費用		
支払利息	221	
為替差損	52	
株式交付費	54	
その他	156	485
経常利益		31,800
特別利益		
固定資産売却益	1,007	
投資有価証券売却益	357	1,365
特別損失		
固定資産除却損	605	
減損損失	129	734
税金等調整前当期純利益		32,430
法人税、住民税及び事業税	8,664	
法人税等調整額	1,096	9,760
当期純利益		22,669
非支配株主に帰属する当期純利益		1,330
親会社株主に帰属する当期純利益		21,339

貸借対照表 (平成30年3月31日現在)

(単位: 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	43,703	流動負債	9,818
現金及び預金	38,557	リース債務	192
売掛金	245	未払金	355
前払費用	191	未払費用	1,852
繰延税金資産	409	預り金	7,217
未収還付法人税等	3,798	役員賞与引当金	75
その他	500	その他	125
固定資産	292,859	固定負債	27,151
有形固定資産	24,269	リース債務	139
建物	6,140	繰延税金負債	23,256
構築物	463	退職給付引当金	3,400
機械装置	598	その他	355
車両運搬具	16		
工具器具備品	425	負 債 合 計	36,969
土地	16,213	(純資産の部)	
リース資産	377	株主資本	248,137
建設仮勘定	35	資本金	17,117
無形固定資産	354	資本剰余金	9,764
借地権	93	資本準備金	9,500
ソフトウェア	133	その他資本剰余金	264
リース資産	68	利益剰余金	232,943
その他	58	利益準備金	4,379
投資その他の資産	268,235	その他利益剰余金	228,564
投資有価証券	94,267	配当引当積立金	2,000
関係会社株式	131,807	固定資産圧縮積立金	2,562
出資金	326	別途積立金	170,770
関係会社出資金	666	繰越利益剰余金	53,231
関係会社長期貸付金	40,775	自己株式	△ 11,688
その他	416	評価・換算差額等	51,266
貸倒引当金	△ 25	その他有価証券評価差額金	51,363
資 産 合 計	336,563	繰延ヘッジ損益	△ 96
		新株予約権	189
		純 資 産 合 計	299,593
		負 債 純 資 産 合 計	336,563

損益計算書 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位: 百万円)

科 目	金 額	
営業収益		30,056
営業費用		13,305
営業利益		16,751
営業外収益		
受取利息	402	
受取配当金	1,773	
その他	32	2,208
営業外費用		
支払利息	17	
自己株式取得費用	18	
コミットメントフィー	8	
その他	3	48
経常利益		18,911
特別利益		
固定資産売却益	839	
投資有価証券売却益	357	1,196
特別損失		
固定資産除却損	111	111
税引前当期純利益		19,996
法人税、住民税及び事業税	156	
法人税等調整額	282	439
当期純利益		19,557

独立監査人の監査報告書

平成30年5月7日

株式会社日清製粉グループ本社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 市川 育 義 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 沼田 敦 士 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 土 畠 真 嗣 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社日清製粉グループ本社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日清製粉グループ本社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成30年5月7日

株式会社日清製粉グループ本社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 市川 育 義 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 沼田 敦 士 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 土 畠 真 嗣 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日清製粉グループ本社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第174期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第174期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、職務の分担等を含めた監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月9日

株式会社日清製粉グループ本社 監査役会

監査役(常勤) 熊澤幸宏 ㊞

監査役(常勤) 吉馴和哉 ㊞

監査役 河和哲雄 ㊞

監査役 伊東敏 ㊞

監査役 永井素夫 ㊞

(注) 監査役河和哲雄、監査役伊東敏及び監査役永井素夫は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	42,869
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 18,067
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 18,593
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,415
現金及び現金同等物の増減額	7,624
現金及び現金同等物の期首残高	90,837
現金及び現金同等物の期末残高	98,461

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

議案及び参考事項

■ 第1号議案 剰余金の配当の件

会社の剰余金の配当に関しましては、現在及び将来の収益状況及び財務状況を勘案するとともに、連結ベースでの配当性向40%以上を基準として配当を行うことで、株主の皆様のご期待にこたえてまいりたいと存じます。

当期の期末剰余金の配当につきましては下記のとおりとさせていただきたいと存じます。これにより中間配当金を含めた当期の年間配当金は1株につき29円(前期に比べ3円の増配)となります。

なお、本議案をご承認いただきますと、株式分割において1株当たりの配当金の調整は行わずに実質増配いたしました平成26年3月期以降、5期連続の増配となります。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき15円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は4,455,256,740円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月28日といたしたいと存じます。

■ 第2号議案 取締役15名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役15名全員が任期満了となります。

つきましては、取締役15名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴・当社における地位及び担当 【重要な兼職の状況】	候補者の有する 当社の株式の数
1	再 任 けん もく のぶ き 見 目 信 樹 (昭和36年 2 月13日生)	昭和59年 4 月 当社入社 平成23年 9 月 日清製粉株式会社常務取締役 平成24年 6 月 当社執行役員 平成25年 6 月 当社取締役 日清製粉株式会社専務取締役 平成27年 4 月 日清製粉株式会社取締役社長 平成27年 6 月 当社常務取締役 平成29年 4 月 当社取締役社長(現在に至る) 日清製粉株式会社取締役会長(現在に至る) [日清製粉株式会社取締役会長]	41,505株
	【取締役候補者とした理由】 見目信樹氏は、製粉事業の経営者としての豊富な経験・実績を有することに加え、当社社長として持株会社の経営を牽引してきたことから、当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、取締役候補者いたしました。		
2	再 任 なか がわ まさ お 中 川 雅 夫 (昭和28年 8 月17日生)	昭和52年 4 月 当社入社 平成15年 6 月 当社経理・財務本部経理グループ長 平成18年 6 月 当社経理・財務本部経理部長 平成20年 6 月 当社執行役員 日清フーズ株式会社専務取締役 平成24年 6 月 当社常務取締役経理・財務本部長 平成27年 6 月 当社専務取締役経理・財務本部長 平成29年 4 月 当社取締役副社長企画本部管掌 兼経理・財務本部管掌(現在に至る)	51,321株
	【取締役候補者とした理由】 中川雅夫氏は、経理・財務をはじめとした経営全般に関する豊富な経験・実績を有しており、当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、取締役候補者いたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴・当社における地位及び担当 【重要な兼職の状況】	候補者の有する 当社の株式の数
3	再任 たきざわみちのり 滝澤 道則 (昭和29年 3 月27日生)	昭和51年 4 月 当社入社 平成13年 7 月 当社総務本部法務グループ長 平成17年 6 月 当社執行役員総務本部法務グループ長 平成18年 6 月 当社執行役員総務本部法務部長 平成21年 6 月 当社執行役員内部統制部長 平成23年 7 月 当社執行役員企画本部長 平成24年 6 月 当社取締役企画本部長 平成25年 6 月 当社常務取締役総務本部長 平成27年 6 月 当社専務取締役総務本部長 平成29年 4 月 当社取締役副社長総務本部長 平成29年 6 月 当社取締役副社長総務本部管掌(現在に至る)	40,693株
	【取締役候補者とした理由】 滝澤道則氏は、法務・人事・総務をはじめとした経営全般に関する豊富な経験・実績を有しており、当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、取締役候補者いたしました。		
4	再任 はらだたかし 原田 隆 (昭和32年 2 月 9 日生)	昭和54年 4 月 当社入社 平成20年 6 月 日清製粉株式会社鶴見工場長 平成21年 6 月 当社執行役員 日清製粉株式会社取締役鶴見工場長 平成22年 6 月 当社取締役 R&D・品質保証本部長 平成27年 6 月 当社常務取締役 R&D・品質保証本部長 (現在に至る)	32,250株
	【取締役候補者とした理由】 原田 隆氏は、研究開発・品質保証等に関する豊富な経験・実績を有しており、当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、取締役候補者いたしました。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴・当社における地位及び担当 【重要な兼職の状況】	候補者の有する 当社の株式の数
5	再任 もうり あきら 毛利 晃 (昭和31年12月16日生)	昭和54年 4 月 当社入社 平成22年 6 月 当社経理・財務本部財務部長 平成24年 6 月 当社執行役員経理・財務本部財務部長 平成25年 6 月 当社取締役企画本部長 平成27年 6 月 当社常務取締役企画本部長 平成29年 4 月 当社常務取締役経理・財務本部長 (現在に至る)	23,560株
	【取締役候補者とした理由】 毛利 晃氏は、経理・財務や経営企画等に関する豊富な経験・実績を有しており、当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、取締役候補者いたしました。		
6	再任 おだか さとし 小高 聡 (昭和33年11月18日生)	昭和58年 4 月 当社入社 平成19年 6 月 当社技術本部技術部長 平成24年 4 月 日清製粉株式会社取締役生産本部長 平成24年 6 月 当社執行役員 平成27年 6 月 当社取締役技術本部長(現在に至る)	19,971株
	【取締役候補者とした理由】 小高 聡氏は、生産管理・技術開発等に関する豊富な経験・実績を有しており、当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、取締役候補者いたしました。		
7	再任 こいけ まさし 小池 政志 (昭和32年 8 月 6 日生)	昭和55年 4 月 当社入社 平成21年 6 月 当社総務本部法務部長 平成25年 6 月 当社執行役員総務本部法務部長 平成25年 7 月 当社執行役員企画本部副本部長 平成29年 4 月 当社執行役員企画本部長 平成29年 6 月 当社取締役企画本部長(現在に至る)	15,515株
	【取締役候補者とした理由】 小池政志氏は、経営企画・海外事業や法務等に関する豊富な経験・実績を有しており、当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、取締役候補者いたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴・当社における地位及び担当 【重要な兼職の状況】	候補者の有する 当社の株式の数
8	再任 ますじま　なおと 増島　直人 (昭和35年9月11日生)	昭和58年4月 当社入社 平成21年6月 当社企画本部IR室長 平成24年12月 当社企画本部GS(海外事業開発)付参与 平成25年7月 当社企画本部GS(国際)付参与 平成26年6月 当社執行役員企画本部GS(国際) 兼同本部中国室長 平成27年6月 日清製粉株式会社取締役経営企画部長 兼海外事業本部長 平成28年6月 日清製粉株式会社常務取締役経営企画部長 兼海外事業本部長 平成29年6月 当社取締役総務本部長(現在に至る)	14,581株
	【取締役候補者とした理由】 増島直人氏は、総務・IRや経営企画・海外事業等に関する幅広い経験・実績を有しており、当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、取締役候補者となりました。		
9	再任 なか　がわ　まさし 中川　真佐志 (昭和30年2月19日生)	昭和53年4月 オリエンタル酵母工業株式会社入社 平成15年6月 オリエンタル酵母工業株式会社取締役 バイオ事業部ライフサイエンス部長 平成17年6月 オリエンタル酵母工業株式会社取締役 バイオ事業本部長 平成19年6月 オリエンタル酵母工業株式会社常務取締役 食品事業本部長 平成21年6月 オリエンタル酵母工業株式会社常務取締役 事業本部管掌 平成23年6月 オリエンタル酵母工業株式会社取締役社長 (現在に至る) 平成24年6月 当社取締役(現在に至る) 【オリエンタル酵母工業株式会社取締役社長(代表取締役)】	46,190株
	【取締役候補者とした理由】 中川真佐志氏は、酵母・バイオ事業の経営者としての豊富な経験・実績を有しており、当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、取締役候補者となりました。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴・当社における地位及び担当 【重要な兼職の状況】	候補者の有する 当社の株式の数
10	再任 やま だ たか お 山田 貴夫 (昭和35年 9 月27日生)	昭和58年 4 月 当社入社 平成23年 6 月 日清製粉株式会社取締役東京営業部長 平成24年 6 月 当社執行役員 平成25年 6 月 当社取締役(現在に至る) 日清製粉株式会社常務取締役営業本部長 平成27年 4 月 日清製粉株式会社専務取締役営業本部長 平成29年 4 月 日清製粉株式会社取締役社長(現在に至る) [日清製粉株式会社取締役社長(代表取締役)]	23,896株
	【取締役候補者とした理由】 山田貴夫氏は、製粉事業の経営者としての豊富な経験・実績を有しており、当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、取締役候補者いたしました。		
11	再任 さ とう きよし 佐藤 潔 (昭和31年 8 月19日生)	昭和54年 4 月 当社入社 平成20年 6 月 日清ファルマ株式会社取締役事業開発部長 平成22年 2 月 日清ファルマ株式会社取締役研究開発本部長 兼事業開発部長 平成26年 6 月 当社取締役(現在に至る) 日清ファルマ株式会社取締役社長(現在に至る) [日清ファルマ株式会社取締役社長(代表取締役)]	33,160株
	【取締役候補者とした理由】 佐藤 潔氏は、健康食品事業や医薬品原薬事業の経営者としての豊富な経験・実績を有しており、当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、取締役候補者いたしました。		
12	再任 こ いけ ゆう じ 小池 祐司 (昭和35年 1 月16日生)	昭和58年 4 月 当社入社 平成26年 6 月 当社執行役員 日清ペットフード株式会社取締役社長 平成29年 6 月 当社取締役(現在に至る) 日清フーズ株式会社取締役社長(現在に至る) [日清フーズ株式会社取締役社長(代表取締役)]	11,631株
	【取締役候補者とした理由】 小池祐司氏は、事業経営者としての豊富な経験・実績を有しており、当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、取締役候補者いたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴・当社における地位及び担当 【重要な兼職の状況】	候補者の有する 当社の株式の数
13	再任 たき はら けん じ 瀧原 賢二 (昭和41年2月3日生)	昭和63年4月 当社入社 平成25年6月 日清製粉株式会社取締役業務本部長 (現在に至る) 平成28年6月 当社執行役員 平成29年6月 当社取締役(現在に至る) [日清製粉株式会社取締役] [日本ロジテム株式会社社外取締役]	26,560株
	【取締役候補者とした理由】 瀧原賢二氏は、製粉事業に関する豊富な経験・実績を有しており、当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、取締役候補者となりました。		
14	再任 社外取締役 独立役員 み むら あき お 三村 明夫 (昭和15年11月2日生)	昭和38年4月 富士製鐵株式会社入社 平成5年6月 新日本製鐵株式会社取締役 平成9年4月 同社常務取締役 平成12年4月 同社代表取締役副社長 平成15年4月 同社代表取締役社長 平成18年6月 当社監査役 平成20年4月 新日本製鐵株式会社代表取締役会長 平成21年6月 当社取締役(現在に至る) 平成24年10月 新日鐵住金株式会社取締役相談役 平成25年6月 同社相談役 平成25年11月 同社相談役名誉会長(現在に至る) [新日鐵住金株式会社相談役名誉会長] [日本商工会議所会頭] [東京商工会議所会頭] [株式会社日本政策投資銀行社外取締役] [株式会社産業革新機構社外取締役] [東京海上ホールディングス株式会社社外取締役] [日本郵政株式会社社外取締役]	37,370株
	【社外取締役候補者とした理由】 三村明夫氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき当社の業務執行に対する適切な助言、監督を行っていただいております。当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、社外取締役候補者となりました。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴・当社における地位及び担当 [重要な兼職の状況]	候補者の有する 当社の株式の数
15	再任 社外取締役 独立役員 ふし や かず ひこ 伏屋 和彦 (昭和19年 1 月26日生)	昭和42年 4 月 大蔵省入省 平成11年 7 月 国税庁長官 平成13年 7 月 国民生活金融公庫副総裁 平成14年 7 月 内閣官房副長官補 平成18年 1 月 会計検査院検査官 平成20年 2 月 会計検査院長 平成21年 1 月 定年退官 平成21年 6 月 当社監査役 平成27年 6 月 当社取締役(現在に至る) [一般社団法人日本内部監査協会会長]	1,300株
	【社外取締役候補者とした理由】 伏屋和彦氏は、大蔵省(現財務省)等において要職を歴任し、豊富な経験と高度な専門的知識に基づき当社の業務執行に対する適切な助言、監督を行っていただいております。当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は、社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、社外取締役の職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、三村明夫、伏屋和彦の両氏との間において、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨の責任限定契約を締結しております。
3. 社外取締役候補者に関する事項
- (1) 三村明夫、伏屋和彦の両氏は、社外取締役候補者であります。また、両氏は東京証券取引所の定める独立性基準を踏まえて策定した当社の「社外役員の独立性に関する基準」(インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.nisshin.com/ir/vision/governance/independence.pdf>))に掲載しております。)を満たしておりますので、両氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- (2) 三村明夫氏は、現在当社の社外取締役であり、在任期間は本定時株主総会終結の時をもって約9年であります。なお、同氏は、社外取締役就任前は当社の社外監査役であり、社外監査役に就任してからの年数は約12年であります。
- (3) 伏屋和彦氏は、現在当社の社外取締役であり、在任期間は本定時株主総会終結の時をもって約3年であります。なお、同氏は、社外取締役就任前は当社の社外監査役であり、社外監査役に就任してからの年数は約9年であります。

■ 第3号議案 監査役2名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって監査役 吉馴和哉、伊東 敏の両氏は任期満了となります。

つきましては、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴・当社における地位 【重要な兼職の状況】	候補者の有する 当社の株式の数
1	再任 社外監査役 独立役員 いとう さとし 伊東 敏 (昭和17年7月25日生)	昭和42年1月 アーサー・アンダーセン・アンド・カンパニー 日本事務所入所 昭和45年12月 公認会計士登録 昭和53年9月 アーサー・アンダーセン・アンド・カンパニー パートナー 平成5年10月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人) 代表社員 平成13年8月 伊東公認会計士事務所所長(現在に至る) 平成14年4月 中央大学会計専門大学院特任教授 平成19年3月 同大学院特任教授退任 平成22年6月 当社監査役(現在に至る) [公認会計士 伊東公認会計士事務所所長] [株式会社三井住友銀行社外取締役]	0株
	【社外監査役候補者とした理由】 伊東 敏氏は、公認会計士としての豊富な監査経験と財務及び会計に関する高度な専門的知識に基づき適切に監査を行っていただいております、社外監査役として適任な方と判断したため、社外監査役候補者いたしました。なお、同氏は、社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、社外監査役の職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。		
2	新任 おおうち しょう 大内 章 (昭和36年2月13日生)	昭和58年4月 当社入社 平成23年6月 日清フーズ株式会社取締役管理部長 平成25年6月 当社経理・財務本部財務部副部長 平成26年6月 当社経理・財務本部財務部長 平成27年6月 当社執行役員経理・財務本部財務部長 (現在に至る)	9,740株
	【監査役候補者とした理由】 大内 章氏は、経理・財務に関する豊富な経験・実績を有しており、取締役の職務執行に対し、客観的な立場において適切な判断を行う監査役として適任であると判断したため、監査役候補者いたしました。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、伊東 敏氏との間において、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨の責任限定契約を締結しております。
3. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、大内 章氏との間において、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 社外監査役候補者に関する事項
- (1) 伊東 敏氏は、社外監査役候補者であります。また、同氏は東京証券取引所の定める独立性基準を踏まえて策定した当社の「社外役員の独立性に関する基準」（インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.nisshin.com/ir/vision/governance/independence.pdf>）に掲載しております。）を満たしておりますので、同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- (2) 伊東 敏氏は、現在当社の社外監査役であり、在任期間は本定時株主総会終結の時をもって約8年であります。

■ 第4号議案 企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のための新株予約権の無償割当等承認決議更新の件

当社は、企業価値及び株主共同の利益を確保・向上するための方策として、平成18年6月28日開催の第162回定時株主総会においてご承認いただいた定款第49条及び「企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のための新株予約権の無償割当等承認の件」の内容に従い、新株予約権の無償割当てを活用した方策を導入し、平成27年6月25日開催の当社第171回定時株主総会における株主の皆様のご承認(以下「平成27年承認決議」といいます。)に基づき、同日開催の取締役会決議により当該方策の更新を決議しております。平成27年承認決議の有効期間は、本定時総会終了後最初に開催される取締役会終了時点までとされておりますので、平成27年承認決議を一部変更した上で更新することとし、定款第49条に従って下記〈本承認決議の内容〉第1項に定める新株予約権の無償割当等について、下記〈本承認決議の内容〉第2項(1)以下の附帯条件を付して承認することをお願いするものであります(なお、本議案の承認決議を以下「本承認決議」といい、本承認決議の内容に則って、取締役会が採用する新株予約権の無償割当等を活用した方策を以下「本プラン」といいます。本プランをご理解いただくために、本書類末尾に「企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のための取組みとしての適正な対応方針(買収防衛策)の更新に関するお知らせ」を添付しておりますのでご参照下さい。)

本議案において金融商品取引法(昭和23年4月13日法律第25号。その後の改正を含む。)の規定に依拠して定義されている用語については、同法に改正がなされた場合には、同改正後の規定において相当する用語に読み替えられるものとします。

〈本承認決議の内容〉

1. 企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のため、取締役会は、下記第2項(1)以下の附帯条件に従って、特定買収者等(注)の行使に制約が付された新株予約権(以下「本新株予約権」という。)の無償割当て又は株主割当て(以下「無償割当等」という。)を行うことができるものとします。取締役会は、特定買収者(注)が出現した場合に行われる本新株予約権の無償割当等に関する事項をあらかじめ定めておくことができるほか、下記第2項の手の続の詳細その他本プランの円滑な実行のために必要な事項や措置を定めることができるものとします。

なお、定款第49条第2項の「特定買収行為」とは、次の①②のいずれかに該当する行為をいうものとします。

- ① 株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項)が20%以上となる当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項)の買付行為(これに準ずる行為として取締役会で定めるものを含む。)
- ② 買付け等の後の株券等所有割合(金融商品取引法第27条の2第8項。但し、公開買付者(金融商品取引法第27条の3第2項)の特別関係者(金融商品取引法第27条の2第7項)の株券等所有割合との合計とする。)が20%以上となる当社の株券等(金融商品取引法第27条の2第1項)の公開買付けの開始行為(「買付け等の後の株券等所有割

合」は当該公開買付けの公開買付届出書の記載によって判定されるものとし、公開買付開始公告が行われた日の翌営業日が到来したことをもって「特定買収行為を行った」ものとする。)

- (注) 「特定買収者等」とは、(a) 特定大量保有者(上記①に定める特定買収行為を行った特定買収者をいう。以下同じ。)、並びに(b) 特定大量保有者の共同保有者(金融商品取引法第27条の23第5項、第6項)、(c) 特定公開買付者(上記②に定める特定買収行為を行った特定買収者をいう。以下同じ。なおその後「特定大量保有者」に該当することとなった者は「特定大量保有者」として取り扱われるものとする。)、(d) 特定公開買付者の特別関係者及び(e) これらと実質的に同一の者として取締役会で定める者とする。

「特定買収者」とは、特定買収行為を行った者で、特定買収行為を行った時点(上記①②のいずれか早い時点とする。)までに下記第2項(2)に定める確認決議を得なかった者をいいます。但し、当社、当社の子会社、当社又は当社の子会社の従業員持株会及びこれらと実質的に同一の者として取締役会で定める者、並びに当社の行った自己の株券等の取得又は消却その他取締役会が定める行為のみに起因して株券等保有割合が20%以上となった者(その者の株券等保有割合が当該行為以外の態様によってその後1%以上増加することとなった場合を除く。)は、「特定買収者」に該当しません。

2. 附帯条件は、以下に定めるとおりとします。

- (1) 取締役会は、その決議により企業価値委員会を設置するものとします。企業価値委員会の委員は当社の社外役員のみから選任され、企業価値委員会の決議は全委員の過半数により行われるものとします。

- (2) 取締役会は、特定買収行為を企図する者に対して、特定買収行為に関する提案(特定買収行為を企図する者(グループ会社その他の関係者を含む。))に関する事項、買収の目的、買収後の当社の経営方針と事業計画、対価の算定根拠、買収資金の裏付け、当社の利害関係者に与える影響その他下記(4)①ないし⑤記載の事項に関連する情報として当社が合理的に求めるものが記載されるものとする。必要情報が記載された当該提案を以下「買収提案」といい、買収提案を行った者を以下「買収提案者」という。)をあらかじめ書面により当社に提出し確認決議を求めるよう要請し、特定買収行為を企図する者は、その実行に先立ち買収提案を提出して確認決議を求めるものとします。取締役会は、本プランの迅速な運営を図る観点から、特定買収行為に関する提案を行った者に対し、必要に応じて回答期間を設定して追加的に情報提供を要請することができるものとします。この場合でも、最初の情報提供要請を当該提案者に行った日から起算して60営業日以内を上限として、当該提案者が行う回答期間を設定し、当該回答期間の満了をもって企業価値委員会の検討・審議を開始することといたします。

「確認決議」とは、下記(3)に定める企業価値委員会が行った勧告決議を受けてなされる本新株予約権の無償割当等を行わない旨の取締役会決議をいいます。

- (3) 取締役会は、受領した買収提案を、企業価値委員会に速やかに付議することとします。企業価値委員会は、買収提案を検討し、当該買収提案について取締役会が確認決議を行うべきである旨を勧告する決議(以下「勧告決議」という。)を行うかどうかを審議します。勧告決議に関する企業価値委員会の決議結果は開示されるものとします。企業価値委員会の検討・審議期間は、取締役会による買収提案受領後60営業日(対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない買収提案以外の場合には90営業日。)とします。合理的理由がある場合に限り、30営業日を上限として検討・審議期間が延長されることがありますが、その場合には当該理由及び延長予定期間について開示いたします。
- (4) 企業価値委員会における勧告決議の検討・審議は、当該買収提案が企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであるかどうかの観点から真摯に行われるものとします。なお、企業価値委員会は、当該買収提案が以下に掲げる事項をすべて充たしていると認められる場合で企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであるときには、勧告決議を行わなければならないものとします。
- ① 下記のいずれの類型にも該当しないこと
 - (i) 株式を買い占め、その株式について当社又はその関係者に対して高値で買取りを要求する行為
 - (ii) 当社を一時的に支配して当社の重要な資産等を移転させるなど、当社の犠牲の下に買収提案者(そのグループ会社その他の関係者を含む。以下同じ。)の利益を実現する経営を行う行為
 - (iii) 当社の資産を買収提案者の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - (iv) 当社の経営を一時的に支配して将来の事業展開・商品開発等に必要の資産や資金等を減少させる行為又は当社の株主・取引先・顧客・従業員等との協働関係を損なう行為など、当社の中長期的企業価値創出の重要な礎を不当に毀損する行為
 - ② 当該買収提案に係る取引の仕組み及び内容等が、関連する法令及び規則等を遵守したものであること
 - ③ 当該買収提案に係る取引の仕組み及び内容が、買収に応じることを当社株主に事実上強要するおそれがあるものではないこと
 - ④ 当該買収提案を検討するために必要でかつ虚偽のない情報が、当社の要請等に応じて適時に提供されていることと、その他本プランの手續に即した真摯な対応がなされていること
 - ⑤ 当該買収提案を当社が検討(代替案を検討し当社株主に対して提示することを含む。)するための期間(買収提案の受領日から60営業日(対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない買収提案以外の場合には90営業日。なお、これらの日数を超える合理的理由がある場合は30営業日を上限とした当該日数。))が確保されていること
- (5) 取締役会の確認決議は、企業価値委員会の勧告決議に基づいてなされるものとします。取締役会は、企業価値委員会から勧告決議がなされた場合、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、速やかに

確認決議を行わなければならないものとし、確認決議を受けた買収提案に対して本新株予約権の無償割当等を行うことができないものとします。

(6) 確認決議を得ない特定買収行為が行われた場合、取締役会は、無償割当基準日、無償割当効力発生日その他本新株予約権の無償割当に関する必要事項を決定する決議を行い、決定された事項を公表の上、本新株予約権の無償割当てを実行するものとします。但し、無償割当等の基準日以前の日で取締役会が定める日までに特定買収者の株券等保有割合が20%を下回ったことが明らかになった場合(これに準じる特段の事情が生じたと取締役会が認めた場合を含む。)には、取締役会は当該無償割当等の効力を生じさせないことができます。

3. 本承認決議の有効期間(定款第49条第1項に定める「有効期間」に該当する。)は、本承認決議後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に開催される取締役会終結の時までとします(但し、その時点で特定買収者が出現している場合には当該特定買収者に対する措置としてその効力が存続する。)。本承認決議の効力は当該有効期間内に行われる本新株予約権の無償割当等に関する各取締役会決議に及びます。

以 上

〔ご参考：当社平成30年5月14日付公表資料より(添付資料の一部は省略しております。)]

企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のための取組みとしての 適正な対応方針(買収防衛策)の更新に関するお知らせ

当社は、平成18年6月28日開催の当社第162回定時株主総会において定款第49条及び同条に基づく「企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のための新株予約権の無償割当等承認の件」を賛成多数によりご承認いただきました。これらの内容に従い、当社の20%以上の株式の取得行為(下記(注1)に規定するものをいい、以下「特定買収行為」といいます。))について新株予約権の無償割当てを活用した方策を導入し、平成27年6月25日開催の当社第171回定時株主総会における株主の皆様のご承認(以下「平成27年承認決議」といいます。))に基づき、同日開催の取締役会決議により当該方策の更新を決議しております(現時点で導入されている方策の内容を以下「現行プラン」といいます。))。

当社は、平成27年承認決議の有効期間が平成30年6月27日開催予定の第174回定時株主総会(以下「本定時総会」といいます。))の終結後最初に開催される取締役会終結時点であることを受け、平成30年5月14日開催の当社取締役会におきまして、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、平成27年承認決議から一部変更した上で、定款第49条に基づく株主総会承認決議を3年間更新することに関する議案(以下「承認決議案」といい、承認決議案に対する株主の皆様のご承認を以下「承認決議」といいます。))を本定時総会に提出することを決議いたしましたので、お知らせいたします。承認決議の内容は、取締役会が採用する新株予約権の無償割当て又は株主割当て(以下「無償割当等」といいます。))を活用した方策(以下「本プラン」といいます。))の基本的内容を構成いたします。

本プランは、特定買収行為における事前の十分な情報開示と相当な検討・協議期間を確保し、もって企業価値及び株主共同の利益の確保・向上が実現されることを目的としております。そして、株主の皆様がその意思を反映させることができるよう、取締役会決議による本プランの導入につきあらかじめ承認決議案を本定時総会に上程することといたしております。承認決議案が可決された場合には、本定時総会後の取締役会において、承認決議の内容に従い、新株予約権の無償割当てに関する事項や本プランに関するその他の事項について決議を行うことを予定しております。

承認決議案における主な変更点は、勧告決議(下記二3.に規定します。))の要件の修正であり、その内容は次のとおりです。

現 行	変 更 後
企業価値委員会における勧告決議の検討・審議は、当該買収提案が企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであるかどうかの観点から真摯に行われるものとします。なお、企業価値委員会は、以下に掲げる事項がすべて充たされていると認められる買収提案については、勧告決議を行わなければならないものとし、また、以下に掲げる事項の一部を充たさない買収提案であっても企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に照らして相当であると認められる場合には勧告決議を行うものとします。 ① 下記のいずれの類型にも該当しないこと (a) 株式を買い占め、その株式について当社又はその関係者に対して高値で買取りを要求する行為 (b) 当社を一時的に支配して当社の重要な資産等を移転させるなど、当社の犠牲の下に買収提案者又はそのグループ会社その他の関係者の利益を実現する経営を行う行為 (c) 当社の資産を買収提案者又はそのグループ会社その他の関係者の債務の担保や弁済原資として流用する行為 (d) 当社の経営を一時的に支配して将来の事業展開・商品開発等に必要な資産や資金を減少させるなど、当社の継続的發展を犠牲にして一時的な高いリターンを得ようとする行為 (e) その他、当社の株主、取引先、顧客、従業員等を含む当社の利害関係者の利益を不当に害することで買収提案者又はそのグループ会社その他の関係者が利益をあげる態様の行為	企業価値委員会における勧告決議の検討・審議は、当該買収提案が企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであるかどうかの観点から真摯に行われるものとします。なお、企業価値委員会は、当該買収提案が以下に掲げる事項をすべて充たしていると認められる場合で企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであるときには、勧告決議を行わなければならないものとします。 ① 下記のいずれの類型にも該当しないこと (a) 株式を買い占め、その株式について当社又はその関係者に対して高値で買取りを要求する行為 (b) 当社を一時的に支配して当社の重要な資産等を移転させるなど、当社の犠牲の下に買収提案者(そのグループ会社その他の関係者を含む。以下同じ。)の利益を実現する経営を行う行為 (c) 当社の資産を買収提案者の債務の担保や弁済原資として流用する行為 (d) 当社の経営を一時的に支配して将来の事業展開・商品開発等に必要な資産や資金等を減少させる行為又は当社の株主・取引先・顧客・従業員等との協働関係を損なう行為など、当社の中長期的企業価値創出の重要な礎を不当に毀損する行為

現 行	変 更 後
② 当該買収提案に係る取引の仕組み及び内容等が、関連する法令及び規則等を遵守したものであること ③ 当該買収提案に係る取引の仕組み及び内容が、買収に応じることを当社株主に事実上強要するおそれがあるものではないこと ④ 当該買収提案を検討するために必要でかつ虚偽のない情報が、当社の要請等に応じて適時に提供されていること、その他本プランの手續に即した真摯な対応がなされていること ⑤ 当該買収提案を当社が検討(代替案を検討し当社株主に対して提示することを含む。)するための期間(買収提案の受領日から60営業日(対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない買収提案以外の場合には90営業日。なお、これらの日数を超える合理的理由がある場合は30営業日を上限とした当該日数。))が確保されていること ⑥ 当社の企業価値及び株主共同の利益に照らして不十分又は不適切であると認められる条件による提案ではないこと ⑦ その他企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであると合理的に認められること	② 当該買収提案に係る取引の仕組み及び内容等が、関連する法令及び規則等を遵守したものであること ③ 当該買収提案に係る取引の仕組み及び内容が、買収に応じることを当社株主に事実上強要するおそれがあるものではないこと ④ 当該買収提案を検討するために必要でかつ虚偽のない情報が、当社の要請等に応じて適時に提供されていること、その他本プランの手續に即した真摯な対応がなされていること ⑤ 当該買収提案を当社が検討(代替案を検討し当社株主に対して提示することを含む。)するための期間(買収提案の受領日から60営業日(対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない買収提案以外の場合には90営業日。なお、これらの日数を超える合理的理由がある場合は30営業日を上限とした当該日数。))が確保されていること

なお、当社は現時点において、特定買収行為に関する提案を受けておりません。

(注1) 「特定買収行為」とは次の(i)(ii)のいずれかに該当する行為をいいます。

- (i) 株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項)が20%以上となる当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項)の買付行為(これに準ずる行為として取締役会で定めるもの(※)を含みます。)

※ 本定時総会において、承認決議案が可決された場合、承認決議の内容に従い、取締役会は、「株券等保有割合が20%以上となる当社の株券等の買付行為」及び「これに準ずる行為として取締役会で定めるもの」として、現行プランの内容と同様、以下の内容を定める予定です。

下記①ないし④のいずれかに該当する行為。なお、下記①ないし④にかかわらず、当社が行う株券等(金融商品取引法第27条の23第1項。以下別段の定めのない限り同じ。)の発行又は自己の株券等の処分(当社が行う合併、株式交換、株式移転、会社分割に伴って行われるものを含む。)による当社の株券等の取得行為は含まれない。

- ① 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「買付け等」(株券等(金融商品取引法第27条の2第1項)の買付けその他の有償の譲受け及びこれに類するものとして金融商品取引法施行令第6条第3項に定める行為をいう。)によりその者の当社の株券等の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項)が20%以上となる行為
 - ② 上記①以外の態様で金融商品取引法第27条の23第1項又は第3項に規定される「保有者」に該当することで当社の株券等に係る株券等保有割合が20%以上となる行為
 - ③ 当社の株券等の保有者の共同保有者(金融商品取引法第27条の23第5項)に該当することで当社の株券等に係る株券等保有割合が20%以上となる行為
 - ④ 当社の株券等の保有者と金融商品取引法第27条の23第6項に定める関係を有することとなることで当社の株券等に係る株券等保有割合が20%以上となる行為
- (ii) 買付け等の後の株券等所有割合(金融商品取引法第27条の2第8項。但し、公開買付者(金融商品取引法第27条の3第2項)の特別関係者(金融商品取引法第27条の2第7項)の株券等所有割合との合計とします。)が20%以上となる当社の株券等(金融商品取引法第27条の2第1項)の公開買付けの開始行為(「買付け等の後の株券等所有割合」は当該公開買付けの公開買付届出書の記載によって判定されるものとし、公開買付開始公告が行われた日の翌営業日が到来したことをもって「特定買収行為を行った」ものとし、)

一 本対応方針の必要性

1. 企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資する取組み

当社及び当社グループは、持株会社である当社を中核として、製粉、加工食品、健康食品、酵母・バイオ、ペットフード、エンジニアリング、メッシュクロスなどの事業展開を行っております。

純粋持株会社である当社は、当社グループの経営戦略の立案、効率的な経営資源の配分、事業活動の監査・監督の役割を担い、各事業会社はそれぞれのマーケットに最適化することで、製品の高い安全性と品質の保証及びその安定的な供給を確保し、相互に企業価値を高め合いグループ全体の企業価値を向上させております。

この体制のもと当社グループは、製品の安全性及び品質を支える生産技術・開発力・分析力等の高い技術力の維持・向上を目指し、長期的な視点に立った継続的・計画的な設備投資を実施するとともに、一層の専門性の確保・向上のための従業員の育成、品質及び設備に関する継続的な監査・指導システムの導入、内部統制、コンプライアンス体制

の構築と継続的な徹底などに注力しており、また、お取引先、地域社会を含めた各利害関係者との信頼関係の構築と維持にも努めております。

また、当社グループは、今後、更なる複雑化・高速化が予想される社会全体の10年後、20年後の構造変化を見据え、長期ビジョン「NNI “Compass for the Future” 新しいステージに向けて ～ 総合力の発揮とモデルチェンジ」を策定しました。これを未来への羅針盤として、現在取り組んでいる2020年度を最終年度とした経営計画「NNI-120 II」(業績目標:売上高7,500億円、営業利益300億円、1株当たり当期純利益(EPS)80円)を通過点に、ニュー・ニッシン・イノベーション活動を推進してまいります。

当社グループは、これらの取組みを通じて、長期的な企業価値の極大化を図ることを経営の基本方針として、事業基盤を更に強化していきます。そして、「食」にかかわる企業として、製品の高い安全性を確保し品質を保証するとともに、国民の主要食糧である小麦粉等を始めとした食の安定的な供給に貢献し続けていくことが、当社グループの責務であるとともに企業価値の源泉かつ礎でもあり、株主共同の利益の確保・向上に資するものと考えております。

2. 本プラン導入及び更新の目的

企業買収に対するわが国の法制度・企業文化の変容、経営環境の変化などを背景に、今後、当社の支配権取得を目的とした大規模な買付行為や当社の経営の基本方針に重大な影響を与える買収提案が行われることも予想されます。

当社は上場会社でございますので、当社の株式の買付行為に応じるか否かは、株主の皆様によって最終的に決定・判断されるべき事項であると認識しております。

他方で、株式の買付行為の中には、その態様によっては、当社の企業価値及び株主共同の利益を害するものが存在することも知られています。経営を一時的に支配して当社の長期継続的發展に必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を買収者やそのグループ会社等に移譲させることを目的とするもの、経営を支配した後に当社の資産等を自らの債務の弁済原資や債務担保に当てることを目的とするもの、あるいは当社の将来の事業展開、商品開発等の準備資産・資金や株主・取引先・顧客・従業員等との協働関係など当社の中長期的企業価値創出の重要な礎を不当に毀損するもの、真に経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ高値で当社株式を当社やその関係者に引き取らせるもの(いわゆるグリーンメイラー)などは、企業価値及び株主共同の利益を毀損する買収の例と考えられます。最初の買付株式数を51%などにとどめ全株式の買付けを勧誘せず、その後の買付けの条件を開示せず又は不利益に設定することで結果として株主の皆様は株式の売却を事実上強要したり、あるいは少数株主として残った株主の皆様の利益を害する買収もあります。

当社は、「食」にかかわる企業として、製品の高い安全性を確保し品質を保証するとともに、国民の主要食糧である小麦粉等を始めとした食の安定的な供給に貢献し続けていくことが、当社グループの責務であるとともに企業価値の源泉かつ礎であると考えております。こうした責務を踏まえた当社の企業価値及び株主共同の利益を持続的に確保・向上させ

るためには、製品の高い安全性と品質の保証、その安定的な供給などが必要不可欠です。これらの理解に欠ける者が、当社株式を買い集め、中長期的視点からの継続的・計画的な経営方針に反する行為を行うことは、当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損されることにつながります。また、これらに限らず株式の買付行為の中には、その態様によっては当社の企業価値及び株主共同の利益を害するものも存在します。こうしたことに対処するためには、当社株式の買収者が意図する経営方針や事業計画の内容、買収提案が当社株主や当社グループの経営に与える影響、当社グループを取り巻く多くの関係者に与える影響、国民の主要食糧である小麦粉等の安定供給の確保や食の安全を始めとした社会的責任に対する考え方等について、事前に十分な情報開示がなされ、かつ相応の検討期間、交渉力等が確保される必要があると考えております。

そこで、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のため必要かつ相当な手段を採ることができる方策として、本プランを更新することが必要であると判断いたしました。

二 本プランの概要

1. 更新に係る手続等

本定時総会において「企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のための新株予約権の無償割当等承認決議更新の件」が承認された場合、取締役会は、特定買収者等(注2)の行使に制約を付した新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)(注2)の無償割当て(その概要については別紙をご参照ください。)など本プランに関する事項の決議(以下「本取締役会決議」といいます。))を行うことを予定しています。但し、かかる本新株予約権の無償割当ては特定買収者(注2)が出現した場合にその効力が生じるものですので、本取締役会決議時点において本新株予約権が実際に発行されるものではありません。本新株予約権の無償割当てについて、その内容をあらかじめ開示しておくことが、予測可能性の観点から株主及び投資家の皆様の利益に資するものと考えられますことから、本新株予約権の無償割当てに関する内容を可能な範囲で事前に決議し開示しておくものです。

- (注2) 「特定買収者等」とは、(i)特定大量保有者(上記(注1)(i)に定める特定買収行為を行った特定買収者をいいます。以下同じです。)(ii)並びに(ii)特定大量保有者の共同保有者(金融商品取引法第27条の23第5項、第6項)、(iii)特定公開買付者(上記(注1)(ii)に定める特定買収行為を行った特定買収者をいいます。以下同じです。なおその後に「特定大量保有者」に該当することとなった者は「特定大量保有者」として取り扱われるものとします。)、(iv)特定公開買付者の特別関係者及び(v)これらと実質的に同一の者として取締役会で定める者(※)とします。

※ 本定時総会において、承認決議案が可決された場合、承認決議の内容に従い、取締役会は「(v)これらと実質的に同一の者として取締役会で定める者」として、現行プランと同様、以下の内容を定める予定です。

以下のいずれかに該当すると取締役会が合理的に認めた者

- (a) 上記(i)ないし(iv)に該当する者から当社の承認なく本新株予約権を譲り受け又は承継した者
- (b) 上記(i)ないし(iv)及び(v)(a)に該当する者の「関連者」。「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者、又はその者と協調して行動する者をいう。組合その他のファンに係る「関連者」の判定においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情が勘案される。なお、当社株券等に関する名義貸し若しくは借株、又は本新株予約権の行使若しくは取得により将来発行される当社株券等の移転その他これに準ずる特段の合意を上記(i)又は(ii)に該当する者との間で行っている者について、取締役会は上記(i)又は(ii)に該当する者の「関連者」とみなすことができる。

「特定買収者」とは、特定買収行為を行った者で、特定買収行為を行った時点(上記(注1)(i)(ii)のいずれか早い時点とします。)までに下記二3.に述べます確認決議を得なかった者をいいます。但し、(a)当社、当社の子会社、当社又は当社の子会社の従業員持株会及びこれらと実質的に同一の者として取締役会で定める者(※)、並びに(b)当社の行った自己の株券等の取得又は消却その他取締役会が定める行為(※)のみに起因して株券等保有割合が20%以上となった者(その者の株券等保有割合が当該行為以外の態様によってその後1%以上増加することとなった場合を除きます。)は「特定買収者」に該当しません。

※ 本定時総会において、承認決議案が可決された場合、承認決議の内容に従い、取締役会は「(a)これらと実質的に同一の者として取締役会で定める者」として、現行プランと同様、「当社又は当社の子会社の従業員持株会のために当社株式を保有する者」を、「(b)取締役会が定める行為」として「当社の行った発行済株式総数若しくは議決権の総数を減少させる行為又は本新株予約権の行使若しくは強制取得の行為」を、それぞれ定める予定です。

2. 企業価値委員会について

取締役会決議により企業価値委員会を設置します。企業価値委員会の委員は3名以上とし、当社の社外役員のみから選任されます。企業価値委員会の委員としては、当社の社外取締役候補者である伏屋和彦氏及び三村明夫氏、社外監査役である河和哲雄氏及び永井素夫氏、社外監査役候補者である伊東敏氏が就任する予定です(本定時総会における社外取締役候補者である伏屋氏及び三村氏、同じく社外監査役候補者である伊東氏の就任については、本定時総会において役員として選任されることを条件とします。)

3. 買収提案者出現時について

本プランは、特定買収行為が当社の企業価値及び株主共同の利益に与える影響等について、事前の必要かつ十分な情報開示と相当な検討・協議期間等を確保し、もって企業価値及び株主共同の利益を確保・向上することを目的としております。

取締役会は、特定買収行為を企図する者に対して、特定買収行為に関する提案(特定買収行為を企図する者(グループ会社その他の関係者を含みます。))に関する事項、買収の目的、買収後の当社の経営方針と事業計画、対価の算定根拠、買収資金の裏付け、当社の利害関係者に与える影響その他下記①ないし⑤記載の事項に関連する情報として当社が合理的に求めるものが記載されるものとします。必要情報が記載された当該提案を以下「買収提案」といい、買収提案を行った者を以下「買収提案者」といいます。)をあらかじめ書面により当社に提出し確認決議を求めるよう要請するものとし、特定買収行為を企図する者は、その実行に先立ち、買収提案を提出して確認決議を求めるものとします。なお、取締役会は、法令及び金融商品取引所規則により要請されるところに従い、買収提案を受領した旨を開示します。

「確認決議」とは、下記に述べます企業価値委員会が行った勧告決議を受けてなされる本新株予約権の無償割当等を行わない旨の取締役会決議をいいます。

取締役会は、本プランの迅速な運営を図る観点から、特定買収行為に関する提案を行った者に対し、必要に応じて回答期間を設定して追加的に情報提供を要請する場合があります。

この場合でも、最初の情報提供要請を当該提案者に行った日から起算して60営業日以内を上限として、当該提案者が行う回答期間を設定し、当該回答期間の満了をもって企業価値委員会の検討・審議を開始することとします。

取締役会は、受領した買収提案を企業価値委員会に速やかに付議し、また法令及び金融商品取引所規則により要請されるところに従い、検討・審議が開始された旨を開示します。企業価値委員会は、買収提案を検討し、当該買収提案について取締役会が確認決議を行うべきである旨を勧告する決議(以下「勧告決議」といいます。)を行うかどうかを審議します。勧告決議は全委員の過半数の賛成により行われ、当該決議結果は開示されるものとします。

企業価値委員会の検討・審議期間は、取締役会による買収提案受領後60営業日(対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない買収提案以外の場合には90営業日。)とします。合理的理由がある場合に限り、30営業日を上限として検討・審議期間が延長されることがあり得ますが、その場合には、当該理由及び延長予定期間について開示いたします。なお、当社の事業の態様・規模・内容、株主の皆様を含む利害関係者の状況、法改正の状況などに照らして、買収提案が企業価値及び株主共同の利益に与える影響について検討する期間につきましては「営業日」を採用しております。

企業価値委員会における勧告決議の検討・審議は、当該買収提案が企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであるかどうかの観点から真摯に行われるものとします。なお、企業価値委員会は、当該買収提案が以下に掲げる事項をすべて充たしていると認められる場合で企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであるときには、勧告決議を行わなければならないものとします。

① 下記のいずれの類型にも該当しないこと

- (a) 株式を買い占め、その株式について当社又はその関係者に対して高値で買取りを要求する行為

- (b) 当社を一時的に支配して当社の重要な資産等を移転させるなど、当社の犠牲の下に買収提案者(そのグループ会社その他の関係者を含む。以下同じ。)の利益を実現する経営を行う行為
- (c) 当社の資産を買収提案者の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- (d) 当社の経営を一時的に支配して将来の事業展開・商品開発等に必要資産や資金等を減少させる行為又は当社の株主・取引先・顧客・従業員等との協働関係を損なう行為など、当社の中長期的企業価値創出の重要な礎を不当に毀損する行為

- ② 当該買収提案に係る取引の仕組み及び内容等が、関連する法令及び規則等を遵守したものであること
- ③ 当該買収提案に係る取引の仕組み及び内容が、買収に応じることを当社株主に事実上強要するおそれがあるものではないこと
- ④ 当該買収提案を検討するために必要でかつ虚偽のない情報が、当社の要請等に応じて適時に提供されていること、その他本プランの手續に即した真摯な対応がなされていること
- ⑤ 当該買収提案を当社が検討(代替案を検討し当社株主に対して提示することを含む。)するための期間(買収提案の受領日から60営業日(対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない買収提案以外の場合には90営業日。なお、これらの日数を超える合理的理由がある場合は30営業日を上限とした当該日数。))が確保されていること

取締役会の確認決議は、企業価値委員会の勧告決議に基づいてなされるものとします。取締役会は、企業価値委員会から勧告決議がなされた場合、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、速やかに確認決議を行わなければならないものとし、確認決議を受けた買収提案に対して本新株予約権の無償割当等を行うことができないものとします。

4. 特定買収者出現時について

特定買収者が出現した場合(出現の有無は、大量保有報告書、公開買付届出書その他適切な方法により判断するものとします。)、すなわち確認決議を得ない特定買収行為が行われた場合、取締役会は、特定買収者の出現を認識した旨の開示のほか、無償割当基準日、無償割当効力発生日その他本新株予約権の無償割当てに関する必要事項を決定する決議を行い、決定された事項を公表の上、本新株予約権の無償割当てを実行するものとします。

但し、無償割当基準日以前の日で取締役会が定める日(※)までに特定買収者の株券等保有割合が20%を下回ったことが明らかになった場合(これに準じる特段の事情が生じたと取締役会が認めた場合を含みます。)(※)には、取締役会は当該無償割当ての効力を生じさせないことができます。

※ 本定時総会において、承認決議案が可決された場合、承認決議の内容に従い、取締役会は「無償割当基準日以前の日で取締役会が定める日」について、現行プランと同様、「無償割当基準日の3営業日前の日以降の日を定めることはできない。」ことを定める予定です。

※ 本定時総会において、承認決議案が可決された場合、承認決議の内容に従い、取締役会は「特定買収者の株券等保有割合が20%を下回ったことが明らかになった場合（これに準じる特段の事情が生じたと取締役会が認めた場合を含みます。）」として、現行プランと同様、以下の場合を定める予定です。

- ① 特定買収者の株券等保有割合が20%を下回った旨の大量保有報告書が特定買収者から提出された場合
- ② 特定買収行為に該当する公開買付けが開始された場合で、当該公開買付けが終了し又は撤回され、その結果、無償割当基準日の4営業日前までに株券等保有割合が20%以上となる当社株券等の保有者が出現しないこととなった場合
- ③ 上記①②のほか、当該特定買収行為による脅威がなくなると取締役会が合理的に認めた場合

5. 承認決議及び本プランの有効期間

承認決議の有効期間は、2021年に開催される定時株主総会後最初に開催される取締役会の終結の時までとしております。また、承認決議を受けて導入される本プランの有効期間は、翌年に開催される定時株主総会後最初に開催される取締役会の終結の時までとしております。但し、承認決議又は本プランの有効期間の終了時点で特定買収者が出現している場合には、当該特定買収者に対する措置としてその効力が存続します。

なお、本プランの運用に当たって当社が行う「株券等保有割合」、「保有者」、「共同保有者」、「株券等所有割合」、「特別関係者」、「特定買収者等」、「関連者」、「実質的」な保有その他の必要事項の確認又は認定等は、当該確認又は認定等が必要な時点において当社が合理的に入手できた情報に依拠して行うことができるものとします。

本プランにおいて、金融商品取引法(昭和23年4月13日法律第25号。その後の改正を含みます。)の規定に依拠して定義されている用語については、同法に改正がなされた場合には、同改正後の規定において相当する用語に読み替えられるものとします。また、本プランで引用する法令の規定は、平成30年5月14日現在施行されている規定を前提にしたものであり、同日以降、法令の改廃により上記各項に定める条項又は用語に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該改廃の趣旨を踏まえて、適宜合理的範囲内で読み替えることができるものとします。

6. 本プランの合理性を高めるための工夫(株主意思の反映のための特段の措置等)

本プランは、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的として導入・更新されるものですが、その合理性を高めるため以下のような特段の工夫を施しております。

(1) 導入・更新に当たっての株主総会の承認決議

当社は、株主の皆様の意思を反映させるため、本プランを導入・更新するに当たり、本定時総会において承認決議案を付議いたしております。附帯条件を含む株主総会の承認決議の内容は本プランの基本的内容を構成するものであ

り、取締役会は承認決議の内容に服した上で、新株予約権の無償割当等に関する事項や本プランの円滑な実行に必要な事項・措置を定めることとなります。

(2) 本プランが1回の株主総会決議を通じて廃止可能であること

当社取締役の任期は1年であり、任期期差制や解任要件の普通決議からの加重等も行っておりません。従って、1回の株主総会普通決議における取締役の選解任を通じて、取締役会決議により本プランを廃止することが可能であり、この点においても株主の皆様の意思が反映されることとなっております。

(3) 社外役員からなる企業価値委員会による拘束力ある勧告

本プランにおける判断の中立性を担保するため、当社社外役員のみから構成される企業価値委員会が、買収提案の内容につき検討を行い、当社の役員としての会社に対する法的義務を背景に、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであるかどうかの観点から買収提案について審議します。

そして、企業価値委員会から取締役会に対し、確認決議を行うべきとの勧告決議がなされた場合、取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、同勧告決議に従い確認決議を行わなければならないこととされています。

(4) 客観性を高めるための仕組み

本プランは、上記二3.に記載のとおり、企業価値委員会が勧告決議を行わなければならない場合を規定しており、客観性を高めるための仕組みが採られております。

(5) 本プランの1年ごとの見直し

本プランは、承認決議の範囲内で、取締役会決議により毎年見直すことを基本としており、関連する法制度の動向その他当社を取り巻く様々な状況に対応することが可能となっております。

(6) 承認決議の有効期間の設定

上記二5.記載のとおり、承認決議の有効期間を本定時総会から3年に設定しております。3年が経過した時点で、取締役会は、附帯条件の見直し等を含め、改めて株主総会の承認をお願いし、株主の皆様にご判断いただくことを予定しております。但し、有効期間内であっても、本プランは、上記二6.(2)にも記載のとおり、株主総会普通決議による取締役の選解任等を通じて、取締役会決議によりいつでも廃止可能であります。

(7) 政府指針の適法性・合理性の要件をすべて満たしていること

本プランは、経済産業省及び法務省が定めた平成17年5月27日付「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」が求める適法性の要件(新株予約権等の発行の差止めを受けることがないために満たすべき要件)、合理性の要件(株主や投資家など関係者の理解を得るための要件)をすべて満たしております。また、経済産業省企業価値研究会平成20年6月30日付報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容にも合致しております。

三 株主・投資家の皆様に与える影響等

1. 株主・投資家の皆様に与える影響

本プランは、上記一において述べましたとおり、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させることを目的としており、株主・投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。そして、本プランの導入・更新時点において新株予約権の発行は行われませんので、株主・投資家の皆様の権利に影響が生じることはありません。

仮に特定買収者が将来出現した場合、すなわち確認決議を得ない特定買収行為が行われた場合には、上記二4.のとおり本新株予約権の無償割当てが行われ本新株予約権が株主の皆様全員に自動的に割り当てられますので、新株予約権の割当ての申込みに伴う失権者が生じることはありません。また本新株予約権を当社が一斉に強制取得し、行使条件を満たしている本新株予約権に対して当社株式を交付することも可能としております。なお、1株当たりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買等を行った株主・投資家の皆様が株価の変動により不測の損害等を受ける事態を回避する観点から、無償割当基準日の3営業日前の日以降における無償割当ての中止や割り当てた本新株予約権の無償取得は予定しておらず、無償割当基準日の4営業日前の日以前においても、上記二4.に記載の場合を除き無償割当ての効力を生じさせない決議を行わないこととしております。

確認決議を得た特定買収行為に対しては本新株予約権の無償割当ては行われませんので、これによる影響を受けずに特定買収行為を実施することが可能となります。

2. 株主・投資家の皆様に必要となる手続

本プランの導入・更新時点において、株主・投資家の皆様に必要となる手続等はございません。

仮に特定買収者が出現した場合には、上記二4.のとおり、取締役会は、その旨及び無償割当基準日等を決議し公表します。本新株予約権は無償割当基準日時点の株主の皆様全員に無償で自動的に割り当てられますので、当社が上記公表においてご案内する内容に従い、所定の手続を行っていただくをお願いいたします。

本新株予約権の無償割当てが行われた場合、株主の皆様は、当社所定の新株予約権行使請求書その他当社の定める書類をご提出いただくとともに取得する株式1株当たり1円の払込みを行うことによって、本新株予約権を行使することができます。但し、上記三1.のとおり本新株予約権の強制取得が行われる場合には、行使条件を充たしている本新株予約権に対して当社株式が自動的に交付されますので、株主の皆様には本新株予約権の行使手続をとっていただく必要はありません。なお、特定買収者等に該当しないことを確認させていただくための合理的手続を定めることを予定しております。

四 その他

本プランに関し、承認決議案を本定時総会に付議することにつきまして、平成30年5月14日開催の当社取締役会において、取締役の全員一致で承認されました。また社外監査役3名を含む監査役全員からも、同意を得ております。

以 上

本新株予約権の無償割当てに関する概要

一 本新株予約権の主な内容

1. 本新株予約権の目的となる株式の種類
当社普通株式
2. 本新株予約権の目的となる株式の数
新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、2株以下で取締役会が別途定める数とする。
3. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は1円に各新株予約権の目的となる株式の数乗じた額とする。
4. 本新株予約権を行使することができる期間
無償割当効力発生日以後の日から開始する取締役会が別途定める一定の期間。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。
5. 本新株予約権の行使の条件
 - (1) 特定買収者等が保有する本新株予約権(実質的に保有するものを含む。)は、行使することができない。
 - (2) 新株予約権者は、当社に対し、上記5.(1)の条件を充足していること(第三者のために行使する場合には当該第三者が上記5.(1)の条件を充足していることを含む。)についての表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を記載した書面、合理的範囲内で当社が求める条件充足を示す資料及び法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。
 - (3) 適用ある外国の証券法その他の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者による本新株予約権の行使に関し、所定の手続の履行又は所定の条件の充足が必要とされる場合、当該管轄地域に所在する者は、当該手続及び条件がすべて履行又は充足されていると当社が認めた場合に限り、本新株予約権を行使することができる。なお、当社が上記手続及び条件を履行又は充足することで当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使することができる場合であっても、当社としてこれを履行又は充足する義務を負うものではない。
 - (4) 上記5.(3)の条件の充足の確認は、上記5.(2)に定める手続に準じた手続で取締役会が定めるところによる。

6. 本新株予約権の行使手続等

- (1) 本新株予約権の行使は、当社所定の新株予約権行使請求書に、行使する新株予約権の個数、対象株式数及び住所等の必要事項その他取締役会決議により別途定める必要事項を記載し、これに記名捺印した上、取締役会決議により別途定める必要書類を添えて取締役会決議にて別途定める払込取扱場所に提出し、かつ、上記3.に規定する価格の全額を当該払込取扱場所に払い込むことにより行われるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、上記6.(1)の規定に従い、行使に係る新株予約権行使請求書及び添付書類が払込取扱場所に到着したときに生じるものとする。本新株予約権の行使の効力は、かかる新株予約権の行使請求の効力が生じた場合であって、かつ、当該行使に係る新株予約権の目的たる株式の行使価額全額に相当する金額が払込取扱場所において払い込まれたときに生じるものとする。

7. 譲渡承認

譲渡による新株予約権の取得には、取締役会(又は会社法第265条第1項但書の規定に従い取締役会が定める機関)の承認を要する。

8. 取得条項

- (1) 当社は、無償割当効力発生日以後の日で取締役会が定める日において、未行使の本新株予約権で上記5.(1)(2)の規定に従い行使可能な(すなわち特定買収者等に該当しない者が保有する)もの(上記5.(3)に該当する者が保有する本新株予約権を含む。下記8.(2)において「行使適格本新株予約権」という。)について、取得に係る本新株予約権の数に、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた数の整数部分に該当する数の当社普通株式を対価として取得することができる。
- (2) 当社は、無償割当効力発生日以後の日で取締役会が定める日において、未行使の本新株予約権で行使適格本新株予約権以外のものについて、取得に係る本新株予約権と同数の新株予約権で特定買収者等の行使に制約が付されたもの(譲渡承認その他取締役会が定める内容のものとする。)を対価として取得することができる。なお、当該取得の対価として現金の交付は行わない。
- (3) 本新株予約権の強制取得に関する条件充足の確認は、上記5.(2)に定める手続に準じた手続で取締役会が定めるところによる。

9. 資本金及び準備金に関する事項

本新株予約権の行使及び取得条項に基づく取得等に伴い増加する資本金及び資本準備金に関する事項は、法令の規定に従い定める。

10. 端数

本新株予約権を行使した者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。但し、当該新株予約権者に交付する株式の数は、当該新株予約権者が同時に複数の新株予約権を行使するときは各新株予約権の行使により交付する株式の数を通算して端数を算定することができる。

11. 新株予約権証券の発行

本新株予約権については新株予約権証券を発行しない。

二 本新株予約権の無償割当ての主な内容

1. 株主に割り当てる本新株予約権の数

当社普通株式(当社の有する普通株式を除く。)1株につき本新株予約権1個の割合で割り当てることとし、割り当てる本新株予約権の総数は、無償割当基準日における当社の最終の発行済株式総数(但し、当社の有する普通株式の数を除く。)と同数とする。

2. 本新株予約権の無償割当ての対象となる株主

無償割当基準日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社普通株式の全株主(但し、当社を除く。)

3. 本新株予約権の無償割当の効力発生日

無償割当基準日以降の日で取締役会が別途定める日

以 上

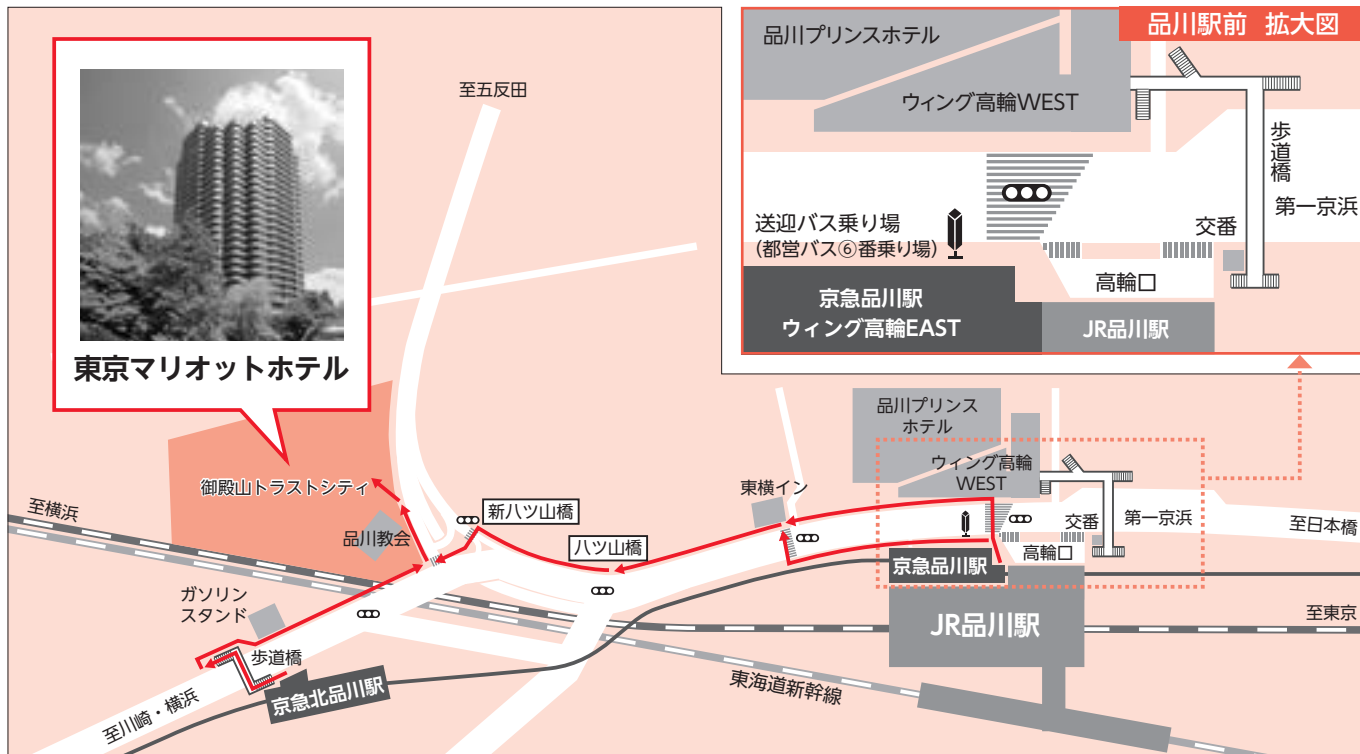
<メ毛欄>

株主総会会場ご案内図

■ お問い合わせ先

電話 (03) 5488-0234 (会場代表)

■ 会 場 東京都品川区北品川4丁目7番36号 **東京マリオットホテル** 地下1階 ザ・ゴテンヤマ ボールルーム



■ 交通のご案内

J R 各線・
京 急 線
品 川 駅
ご利用の場合

・徒 歩……………高輪口より約15分

高輪口を出て横断歩道を渡り、左へお進み下さい。新ハツ山橋交差点の横断歩道を渡り、右へお進み下さい。

・バ ス……………高輪口（都営バス⑥番乗り場）より約5分（無料臨時送迎バス）

※バスは、午前8時30分から午前9時50分頃までの間、約5分から10分間隔で運行されております。

※バスの乗車場所と降車場所は異なりますので、ご注意ください。

京 急 線
北品川駅
ご利用の場合

・徒 歩……………約5分

改札口を出てすぐの歩道橋を渡り、品川駅方面へお進み下さい。新ハツ山橋交差点の横断歩道手前を左へお進み下さい。

<お願い> 駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮下さい。

株式会社 日清製粉グループ本社

電話 (03) 5282-6666 (当社大代表)



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。